

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成26年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 5 委員会室

平成26年 3 月 6 日 (木曜日)

午前10時 3 分開会

会議に付託された議案等

○議案第60号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 4 号)

○議案第65号 平成25年度宮崎県小規模企業者
等設備導入資金特別会計補正予
算 (第 1 号)

○議案第68号 平成25年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第69号 平成25年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算 (第 2 号)

○議案第74号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特
例基金条例の一部を改正する条
例

○議案第78号 工事請負契約の締結について

○議案第79号 県道の路線廃止について

○議案第80号 県道の路線認定について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について (別紙 2)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・ 県内経済の概況について
- ・ 「みやざき犬」の活動状況等について
- ・ 建設工事における指名競争入札の試行結果の
検証と今後の取扱いについて
- ・ 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技
術者単価の改定について
- ・ レベル 1 津波に対する要対策箇所の選定につ
いて

出席委員 (7 人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	河 野 哲 也

欠席委員 (1 人)

委 員	西 村 賢
-----	-------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	安 井 伸 二
調 整 審 査 課 長	川 越 道 郎

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	小八重 英
企業立地推進局長	福 田 裕 幸
観光物産・東アジア戦略局長	安 田 宏 士
商 工 政 策 課 長	田 中 保 通
金 融 対 策 室 長	沼 口 晴 彦
産 業 振 興 課 長	椎 重 明
産 業 集 積 推 進 室 長	富 山 幸 子
労 働 政 策 課 長	久 松 弘 幸
地 域 雇 用 対 策 室 長	福 嶋 清 美
企 業 立 地 課 長	津 曲 睦 己
観 光 推 進 課 長	孫 田 英 美
記 紀 編 さん 記 念 事 業 推 進 室 長	大 西 祐 二
オ ー ル み や ざ き 営 業 課 長	日 下 雄 介
工 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	古 賀 孝 士
食 品 開 発 セ ン タ ー 所 長	森 下 敏 朗

県立産業技術専門校長 渡 邊 靖 之

御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

県土整備部

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

県土整備部長 大田原 宣 治

次に、委員会の日程についてであります。

県土整備部次長
(総 括) 鈴 木 一 郎

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 函 師 雄 一

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 白 賀 宏 之

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

高速道対策局長 直 原 史 明

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

部参事兼管理課長 郡 司 宗 則

午前10時3分休憩

用地対策課長 黒 木 秀 樹

技術企画課長 高 橋 利 典

工事検査課長 永 野 広

午前10時4分再開

道路建設課長 大 坪 憲 男

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

道路保全課長 坂 元 宗一郎

労働委員会の皆さん、よろしくお願いたします。

河川課長 東 憲之介

ダム対策監 上 山 孝 英

砂防課長 加 藤 仁 志

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

港湾課長 永 田 宣 行

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終わった後にお願いいたします。

空港・ポート

セールス対策監 川 野 福 一

都市計画課長 大 谷 睦 彦

○安井労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局でございます。どうぞよろしくお願いたします。

建築住宅課長 森 山 福 一

営繕課長 上別府 智

施設保全対策監 山 下 幸 秀

それでは、平成25年度2月補正予算について御説明いたします。

高速道対策局次長 原 拓 実

お手元の「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」の465ページですけれども、労働委員会のインデックスが張ってある一番後ろのほうでございます。465ページをお開きください。

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 山 口 修 三

議事課主任主事 田 代 篤 生

それでは、表の一番上ですけれども、補正額の欄にありますように、労働委員会におきましては、1,001万3,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、1億535万5,000円とな

○黒木委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員の配席につきましては、ただいま

ります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

469ページをお開きください。

委員会費は、2つの事項がございます。

まず、1つ目ですが、上から5行目の(事項)職員費であります。458万1,000円の減額となっております。

これは、職員の給料の減額措置と人事異動に伴うものでございます。

次に、(事項)委員会運営費であります。543万2,000円の減額となっております。

これは、下の説明欄にありますように、委員報酬費や旅費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

議案について質疑はありませんか。

○押川委員 職員の人件費の458万1,000円について、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○川越調整審査課長 ただいまお話がございました職員費の458万1,000円の減でございますが、内訳といたしましては、給料の減額が262万6,000円でございます。それから、職員手当・諸手当の減額が117万8,000円、それから、共済費の減額が77万7,000円となっております。ただいま申し上げました給料の減額262万6,000円でございますが、このうち7月からの給料減額措置に伴います減額が200万4,000円、そのほかが人事異動に伴う減ということになっております。

○押川委員 わかりました。

それから、委員会運営費543万2,000円の補正ということですが、これは、委員会の開催がなかったということですか。

○川越調整審査課長 委員会運営費543万2,000円の減のうち、一番大きいのは委員報酬費377万6,000円の減でございますが、この理由といたしましては、一番大きいのはあっせんの申請の件数ですとか、不当労働行為救済申し立ての件数が、当初見込みより大分少なかったということによりまして、委員報酬のうちの日額分、これを減額したことが一番大きな理由となっております。

○押川委員 わかりました。

ちなみに今年度の紛争あたりの件数、それと、我々が知り得る中で、特筆するようなものもしあれば、何件か例を教えてくださいとありがたいと思います。

○川越調整審査課長 本年度は、まず、あっせん事件のうちの集団的な事件、つまり、労働組合と使用者との間の紛争、これに関するものが3件ございました。それから、個別的紛争、労働者個人と使用主との間の労使紛争、これに関するあっせん事件が2件ございました。これは、いずれも2月末現在での件数でございます。

ただいま申し上げましたもののうち、集団的な労使紛争、こちらの中では団体交渉の、要するに組合側が使用者に対して団体交渉を申し込んだんだけど、使用者のほうに応じてくれないというようなことで、これについての団体交渉の応諾を求める申請が1件、それから、組合員の解雇の撤回を求めるものが1件、それからもう一件、会社と申請者との間で、請負契約という形で労務の提供の契約を結んでおったんですが、この実質が、名目は請負になっているけれども、実質は労働契約であるということで、この契約を契約期間満了によって更新がされなかった申請者のほうから、これは、実質は労働契約であるから、いわゆる雇いどめに当たるの

で、これについて、要するに雇用を継続してほしいというような申し立てがあったものが1件というふうになっております。

それから、個別的紛争のほうですけれども、こちらのほうでは、解雇の撤回を求めて申請があったものが1件。それから、就労していた間に、上司からのパワハラ的な言動ですとか、あるいは仕事上のいろいろなトラブルによって鬱病を発症してしまったということで、退職後にもとの使用者に対して慰謝料の支払いを求めて申請がされたものが1件というような内訳になっております。

○押川委員 ありがとうございます。

これで、継続とかそういうものはもうないわけですよ。全てあっせん案件については処理されたということによろしいでしょうか。

○川越調整審査課長 ただいま申し上げましたもののうち、集団的事件の3件につきましては、和解で終了したものが2件、それから、取り下げという形で終了したものが1件でございます。それから、個別的紛争事件のほうでは、和解で終了したものが1件、それから、申請はあったものの、その後、当事者と連絡がとれなくなってしまって、その後の手続が進められなくなったということで、開始せずに終わったものが1件という結果になっております。

したがって、いずれも年度中に終了しておりますので、来年度への繰り越しはない見込みでございます。

○押川委員 ありがとうございます。結構です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時15分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆様、よろしくお願いをいたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終わった後にお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております資料の目次のとおり、「平成26年2月定例県議会提出議案（平成25年度補正分）」及びその他報告事項について御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」は、事業費の確定等に伴う補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出は、一番上の表ですが、補正前の額483億1,511万9,000円から、今回28億8,795万4,000円を減額し、補正後の額が454億2,716万5,000円となります。

なお、今回の減額補正には、知事の提案理由説明にありましてとおり、宮崎県中小企業等支援ファンドの損失補償額確定に伴うものも含ま

れており、このことにつきましては、公金を預かる者として重く受けとめております。

次に、2番目の表ですけれども、繰越明許費の追加として、広域拠点工業団地整備促進事業の平成26年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、3番目の表ですが、債務負担行為の変更として、起業支援型地域雇用創造事業の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、4番目の表ですが、議案第65号「平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算を事業費の確定等に伴い、2,478万9,000円減額補正するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。

議案第74号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、実施期限が平成27年度末まで延長されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

議案以外のその他報告事項につきましては、表紙の目次のとおりとなっております。

詳細につきましては、担当課長・室長から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上であります。

○田中商工政策課長 それでは、まず、議案のほうから御説明させていただきます。

商工政策課は、補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」、こちらの分厚い冊子でありますけれども、これの商工政策課のインデックスのところ、217ページをお開きください。217ページでございます。

今回の補正額は、一般会計、特別会計を合わ

せまして38億3,830万8,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように382億4,497万5,000円となります。

まず、一般会計ですが、補正額は38億1,351万9,000円の減額で、補正後の額は370億7,140万2,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

219ページをお開きください。

まず、職員費についてまとめて御説明いたします。

(目) 労政総務費の職員費536万円の減額、以下合わせて5カ所に職員費が出てまいりますが、合計で4,656万3,000円の減額であります。

これは、給料減額措置や組織改編及び職員の入れかえに伴うものであります。

次に、220ページをお開きください。

中ほどの(目) 商業振興費の(事項) 中小企業金融対策費31億9,908万7,000円の減額であります。

これは、説明欄1の中小企業融資制度貸付金の30億円の減額であります。まず、これは、大規模な自然災害等により地域経済が大きな影響を受けた際の緊急対策枠として確保しておりました30億円を減額するものであります。

次に、2の中小企業金融円滑化補助金であります。これは、中小企業者の保証料負担を軽減するため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、額の確定に伴いまして4,300万円を減額するものであります。

また、3の信用保証協会損失補償金は、県融資制度について代位弁済が発生した場合に、保証協会の損失分の一定割合を県が補填するものであります。平成24年度の代位弁済の金額や、大口の代位弁済も少なかったことから、1

億5,468万2,000円を減額するものであります。

221ページをごらんください。

上から2つ目の欄、(事項)中小企業等支援ファンド貸付事業費5億323万6,000円の減額であります。これは、ファンドの清算が昨年11月末に完了し、宮崎県産業振興機構の損失額が約8億9,000万円に確定したため、減額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、(事項)組織化指導費599万8,000円の減額であります。これは、中小企業団体中央会等補助金の額の確定に伴うもの、また、次の(事項)小規模事業者対策費4,943万2,000円の減額につきましても、小規模事業者経営支援事業費補助金の額の確定に伴うものでありまして、職員の中途退職等に伴い人件費補助を減額したこと等によるものであります。

224ページをお開きください。

小規模事業者等設備導入資金特別会計についてであります。

特別会計につきましては、「平成26年2月定例県議会提出議案」の議案第65号にございますが、引き続きこの資料で御説明させていただきます。

特別会計の補正額は2,478万9,000円の減額で、補正後の額は、右から3つ目の欄にありますように11億7,357万3,000円となります。

まず、(事項)小規模事業者等設備導入事業助成費2,878万6,000円の減額であります。

説明欄1、(1)の小規模事業者等設備導入資金貸付金3,000万円の減額であります。これは、小規模事業者等へ設備資金の貸し付けを行います県産業振興機構への貸付金の額の確定に伴い減額するものであります。

2の一般会計への繰出金は、高度化資金借り受け者からの償還額が確定したことに伴い641万5,000円を増額するものであります。

最後に、(款)公債費の(事項)元金397万7,000円の増額であります。

これは、高度化資金のうち、中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還に要する経費であります。一般会計への繰出金と同様に、借り受け者からの償還額が確定したことに伴い増額するものであります。

商工政策課は以上であります。

○椎産業振興課長 続きまして、産業振興課でございます。

「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」の産業振興課のインデックスのところ、227ページをお開きください。

今回の補正額は、7,688万6,000円の減額補正となっております。右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は16億7,072万8,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

2枚めくっていただきまして、230ページをお開きください。

一番上の(目)工鉱業総務費(事項)職員費であります。1,715万円の増額となっております。

これは、産業集積推進室の新設等に伴い、人員が6人ふえたことによる所要見込み額の増加によるものなどであります。

次、その下の(目)工鉱業振興費(事項)新事業・新分野進出支援事業費986万5,000円の減額であります。

これは、説明欄4の、売上アップに挑戦!経営革新企業応援事業の補助金において、申請件数は予定より上回ったものの、経営革新計画として承認された事業と異なる経費が含まれているなど、一部補助対象外の申請があったことに

よるものや、説明欄5の、新しい取組を支援！
中小企業新事業創出促進事業において、アシスタントコーディネーターの person 費、旅費等、事務費の執行残に伴う減額等であります。

次に、一番下の（事項）産学官共同研究推進事業費6,198万2,000円の減額であります。

これは、231ページの説明欄の2の産学官連携促進・共同研究開発支援事業において、研究開発に関する国の公募事業を実施する際に、国が精算払いするまでの間、産業振興機構が負担する費用について無利子貸し付けを行っておりますが、その所要額が見込みを下回ったことに伴う減額等でございます。

その下の（事項）技術振興対策費470万円の減額であります。これは、特許の出願や、その維持に要する経費が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、その下の（事項）下請企業振興事業費199万2,000円の減額であります。

これは、県内の中小企業の取引拡大等のため商談会を開催する、取引拡大！商談会支援事業でございますが、11月に大阪市で開催した九州7県合同緊急広域商談会で予定していた全て事業が終了したことに伴いまして、残り4カ月分の経費が執行残になったものであります。

次に、1つ飛びまして、一番下の（事項）鉱業資源対策費436万9,000円の減額であります。

次の232ページをお開きください。

休廃止鉱山鉱害対策費でございますが、この事業は、休廃止鉱山に起因する鉱害を防止するための工事を行う市町村への補助事業であります。国と県がそれぞれ一定の割合で補助をしておりますが、国の補助事業の交付決定に伴う減額であります。

次に、（目）工業試験場費（事項）工業技術セ

ンター総務管理費634万円の減額であります。これは、工業技術センターの運営管理費等の執行残及び設備整備費の入札残などによるものであります。

その下の（事項）工業技術研究開発費134万2,000円の減額であります。これは、説明欄の2のその他受託研究事業につきまして、国の関係団体などの外部からの研究資金が当初の見込みを下回ったことなどによる減額であります。

説明は以上であります。

○久松労働政策課長 労働政策課の2月補正につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、235ページをお開きください。

今回の補正は、国の経済対策の実施に伴う補正もお願いしており、16億445万円の増額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、50億2,498万2,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

次の237ページをお開きください。

一番下の（事項）宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金19億9,811万9,000円の増額であります。

これは、説明欄にありますように、先ほど申し上げました国の経済対策等に係る補正であります。

1ページめくっていただきまして、一番上の1にありますように、緊急雇用創出事業臨時特例交付金20億円を基金として積み立てるものなどでございます。

次の（事項）緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費2億8,392万8,000円の減額であります。

これは、1の市町村補助事業の執行残や、4の起業支援型地域雇用創造事業の雇用開始がおくれたことなどによるものでありますが、執行残の大部分につきましては、平成26年度の事業の財源として執行していく予定でございます。

次は、下の239ページの中ほどの(事項)認定職業訓練費1,239万1,000円の減額であります。

これは、2の認定職業訓練助成事業費補助金の減額でありまして、認定職業訓練団体が実施する職業訓練の訓練生数が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

最後に、一番下の(事項)県立産業技術専門学校費5,101万4,000円の減額であります。

1ページめくっていただきまして、説明欄をごらんください。

まず、1の管理運営費につきましては、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものでございます。

次の2の訓練実習費につきましては、外部講師の報酬や訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものでございます。

また、3の委託訓練に関する経費であります。

これは、離職者が早期に再就職できるよう、各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が当初の見込みを下回ったことなどによる減額であります。

補正予算については以上であります。

次に、引き続き債務負担行為の変更について御説明をいたします。

議案書では15ページに記載しておりますが、お手元の商工建設常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

上から3つ目の表の(事項)起業支援型地域雇用創造事業で、限度額を3億3,000万円に変更

をお願いしております。

この事業は、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とした、25年度から26年度までの事業でありまして、追加採択等によって契約額を増額するものであります。

労働政策課の説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○津曲企業立地課長 続きまして、企業立地課の補正予算について御説明をいたします。

もう一度、歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、企業立地課のインデックスのところをお開きください。241ページでございます。

このたびの補正額は、左側から2番目、補正額の欄にあります6億2,919万5,000円の減額、補正後の予算額は、右から3番目、補正後の欄にあります4億3,922万4,000円となります。

主な内容につきまして御説明をいたします。ページをおめくりください。

ページの中ほどの段、(目)工鉱業振興費がございまして、6億2,366万3,000円の減額をお願いいたします。

内訳として、1つ目は、すぐ下の(事項)企業立地基盤整備等対策費が3,780万2,000円の減額でございます。

主なものは、説明の欄の2番目、広域拠点工業団地整備促進事業でございます。

これは、団地造成を行う市町村に対する補助事業として、今年度は、都城市のインター工業団地整備に助成を行います。

市のほうで取りつけ道路や緑地帯設計変更があったため、事業費の減額を行うものでございます。

2つ目の(事項)企業誘致活動等対策費570万3,000円の減額のうち、主なものは、説明の欄の2番目、情報発信事業、PR用パンフレット

やホームページ作成費の執行残となっております。

最後に、一番下の(事項)立地企業フォローアップ等対策費の5億8,015万8,000円の減額につきまして、詳しく御説明いたしますので、次のページをごらんください。

説明の欄の2番目、企業立地促進補助金でございますが、これは、本県に立地されます企業さんが、工場建設などに支出をした経費の一部を支援する補助金と、本県で新たに雇用いただいた人数に応じた補助金から成っております、特に県外から本県への企業誘致にとりましては、非常に効果のある制度となっております。

今回の補正額5億8,000万円余りのうち5億円は、国富町にあります太陽電池製造会社ソーラーフロンティア社への補助金でございます。

ここへの補助金は、投資金額、雇用人数が非常に大きいことから、本県の制度上、大規模案件という区分になりますので、操業開始から5年間の間に5回まで補助金申請を行うことができます。

23年度に1回目の申請があり、投資内容や雇用人数等を審査した結果、30億円の交付を行っております。25年度にも5億円を予算化し、会社側と金額や申請時期について協議を行っていましたが、今年度は申請をしないということになりました。

これとあわせ、このほかにも、実際の申請額が見込みを下回る企業等がございますので、今回、減額補正をお願いするものでございます。

2月補正に関する説明は以上でございますが、繰り越しにつきまして1件ございますので、御説明をいたします。

本日の委員会資料でございます。1ページをごらんください。

先ほど部長から説明をいたしました、上から2つ目に繰越明許費の追加という欄がございます、広域拠点工業団地整備促進事業におきまして、626万9,000円の繰り越しをお願いいたします。

これは、先ほど御説明いたしました都城市への補助金でございますが、市が事業の一部を26年度に繰り越すことに伴い、県の事業費も繰り越しをお願いするものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課の2月補正予算について御説明をいたしたいと思っております。

2月補正歳出予算説明資料のほうにお戻りください。こちらのインデックスで、観光推進課のところ、245ページをお開きください。

観光推進課の一般会計歳出予算の補正額は、5,110万3,000円の増額となっております。この結果、補正後の予算総額は、右から3列目、一番上になります。12億5,168万7,000円でございます。

次に、247ページをお開きください。

補正予算の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、一番上の(事項)職員費6,474万5,000円の増額でございます。

これは、記紀編さん記念事業推進室の新設などの組織改編に伴いまして、職員数が増加したことに伴うものであります。

次に、中ほどの(事項)観光交流基盤整備費700万円の減額でございます。

これは、説明欄の1、魅力ある観光地づくり総合支援事業につきまして、補助金に係る事業計画の変更などに伴いまして減額するものであります。

次に、その下の(事項)共同観光宣伝事業費127

万6,000円の減額でございます。

これは、説明欄の1、広域観光協議会等負担金につきまして、各協議会等負担金の額の確定に伴いまして減額するものであります。

次に、一番下の(事項)スポーツランドみやざき推進事業費500万円の減額でございます。

これは、次のページでございます説明欄の1、波旅プロジェクト推進事業につきまして、補助事業の執行残に伴う減額であります。

また、説明欄の2、プロ野球キャンプ環境充実強化事業につきまして、先月の閉会中の常任委員会で御説明いたしましたとおり、球春みやざきベースボールゲームズの参加球団が5球団から6球団に増加したことに伴い、増額補正をお願いするものであります。

最後に、説明欄の3、プロスポーツチームみやざき魅力発信事業であります。

この事業は、本県唯一のプロスポーツチームである宮崎シャイニングサンズに、そのバスケットの試合会場等で本県の観光情報等を発信してもらう委託事業として予算化したものでございます。

しかしながら、今シーズンのシャイニングサンズは、経営上の理由から一旦活動を休止した上で、チーム存続のため、既存リーグからの脱退や新リーグへの加盟など、さまざまな努力を行われてきたところですが、現時点でその見通しが立っていない状況であります。このため、本事業について執行が困難となりましたので、今回、全額補正減をお願いするものであります。

観光推進課の2月補正予算の説明は以上でございます。

○日下オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成25年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成25年度2月補正予算説明資料」、オールみやざき営業課のインデックスのところ、ページでいいますと249ページをお開きください。

オールみやざき営業課の補正額は、左から2番目の欄、2,390万7,000円の減額で、補正後の額は、右から3番目の欄、2億9,492万1,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、251ページをお開きください。

まず、(目)物産振興費(事項)県産品販路拡大推進事業費、こちらにつきまして444万7,000円の減額でございます。

こちらは、主にその下の説明欄2の県産品販路開拓コーディネーター配置事業につきまして、総合政策部で所管をしております、みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクトの活用により減額するものでございます。

続きまして、(目)観光費(事項)職員費、こちらにつきまして1,773万5,000円の減額となっております。

こちらは、主に組織改編等による減額でございます。

続きまして、(事項)県外広報対策費172万5,000円の減額でございますが、こちらは主に需用費等事務費の執行残でございます。

説明は、以上でございます。

○福嶋地域雇用対策室長 委員会資料の3ページをお開きください。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。当該基金事業の実施期間が平成28年3月31日まで延長

されたことに伴いまして、基金の設置期間を延長するものであります。

次に、2の改正の内容であります。附則に規定している有効期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日に改めるものであります。

なお、事業終了後1年間は、精算期間となります。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○河野委員 歳出予算説明資料239及び240で、認定職業訓練助成事業費補助金、それと、県立産業技術専門校と委託訓練に関する経費、いずれも訓練生、それと対象者が満たないことによる残ということで、マイナスということなんです。人数で説明すると、どの程度足りてなかったというのが確認できるでしょうか。それで、訓練校の委託訓練に関する経費は、専門校生以外の方も募集をかけたのか、それもちよっと確認をできるでしょうか。

○久松労働政策課長 まず、239ページの認定職業訓練助成事業費補助金の1,236万7,000円の減額でございます。これは、当初予算で訓練課程として、長期の普通課程と短期の普通課程がございまして、当初予算で普通課程の長期の部分が120名を予定しておりましたのが、30名の減額ということで、これが265万2,000円の減額でございます。それから、短期課程の予定が1,179名で予算を立てておりましたけども、206名の減ということで、金額にして971万5,000円、合計が1,236万7,000円というふうになっております。

それから、次のページの委託訓練でございますが、大きいところで、これは委託訓練に係る委

託料でございますが、当初予定してたのが1,140名でございます。実質的には訓練を受けて途中で就職されて退校される方もいらっしゃいますので、結果的に1,026名と114名の減という形になっております。したがって、2,300万円ほどふえておりますが、一方でこの委託事業につきましては、就職率につきましてインセンティブを設けておまして、それが予想以上によかったということで、プラス600万円ほどしております。その差し引きで計上させていただいております。

それから、訓練の違いでございますが、この委託訓練のほうは、要は離職された方の訓練でありまして、雇用保険の訓練の枠組みの中に入っております。離職された方が再就職をするために訓練を受けるというような事業でございます。

それと、前のほうの認定職業訓練につきましては、認定職業訓練団体で、いろんな組合の方の御加入がございまして、その組合が雇われた方の職業訓練を行うという経費でございまして、離職者と実際働いている方というふうな違いがございまして、以上でございます。

○河野委員 それぞれ説明いただきまして、代表質問でも、ちょっと僕は若年者で限定しての質問をしましたが、こういうふうな養成の効果っていうか、結局、減があるってことは、その効果を感じないっていうか、または、ちょっと指摘したのは啓発の仕方がどうなんだとかあると思うんですけど、この効果については十分あった事業であるというふうな判断でよろしいでしょうか。

○久松労働政策課長 まず、認定職業訓練事業費につきましては、これは事業者の職員のスキルアップを図るということで、当然ながら目標のスキルアップが図られて、技能者としてのレ

ベルアップが図られるという効果があったというふうに考えております。

ただ、状況として、非常に技術者自体が少なくなっているということもございまして、その分人数がちょっと減っているという状況にございます。

それから、離職者訓練につきましては、先ほど申し上げましたように、これは就職につなげるということでございますので、先ほど申し上げました就職のインセンティブがふえたということで。当初は、これは75%以上ですと、1人当たり2万円のインセンティブがつくわけですが、これは当初23コースで見ておったんですが、実質的には29コースということで、予定よりは就職率がよかったということで、効果があったというふうには考えております。

○井上委員 同じように、歳出予算説明資料の労働政策課の分なんですが、もう一度説明をお願いしたいのは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の関係ですが、1番の緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業、この残の理由をもう一度御説明いただけますか。

○福嶋地域雇用対策室長 この残の理由でございますけれども、人を雇うという事業でありまして、例えばハローワークを通じて募集をかけたけれども、その雇用になかなか応募がなくて開始がおくれたとか、あるいは1年の予定で雇った方が途中でやめてしまわれて、次の方を募集する間にブランクが生じたとか、こういった人件費がまず落ちてくると。それにあわせて人件費割合が2分の1という要件がございますので、事業費のほうも落ちてくるということで残ったものが大半でございます。

○井上委員 これは、市町村の事業というふうに理解していいわけですね。

○福嶋地域雇用対策室長 基金事業は、県が執行するものと市町村補助金によって執行するものがありまして、例えば、238ページが一番上の(事項)基金事業費の1が市町村補助になります。2、3、4は、県の実施した分ということになります。

○井上委員 私は、1番のことについてちょっとお聞きしたいんですが、できたら予算を有効に執行していただきたいというふうな思いがあります。特に雇用に関していえば、できたら有効に基金を活用していただけたらというふうないつも思うわけですが、これだけ残せるということは、市町村の皆さんからすると使い勝手が悪いとか、特別な理由か何かあるんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 市町村補助の2億1,200万の減額の内訳を申し上げますと、一番大きな理由は、企業支援型というメニューが1億8,500万円ほどの減額となっております。この事業は、25年度、26年度に実施できる事業となっております。

ただ、市町村分については債務負担を組んでおりません関係で、26年度分も含めて25年度に交付決定をしております。ただ、単年度事業でございますので、その分を減額して26年度の当初予算で組んでまた使うということですので、この1億8,500万については、26年度の事業費として使っていくということになります。

差額の2,700万については、震災関連事業と重点分野事業という2つのメニューの執行残になりますけれども、こちらも執行率としては98とか99%の執行率となっております。市町村に対しては、県のほうも全域的にやっていく必要があるということで、積極的な活用をお願いしているところです。

○井上委員 雇用というのは、ことし1年はよ

くて次の年が悪くてでは困るわけで、連続性っていうのが必要だと思うんです。やはり雇用の問題というのは、県の一つの大きな課題でもあると思うんです。それを考えていったときに、もしかして市町村にとって使い勝手も悪く、事業の中身について問題があるなら、金額的なものをできるだけ積み上げて、そこで企業ときちんとタイアップしたときに雇用がたくさん生まれて、それが連続的な雇用につながっていくというふうに、仕上げるのに何か隘路があるとしたら、そこを精査していかないと。私の印象ですからちょっと間違っているかもしれませんが、大体いつも残しておられると言ったらおかしいけど、連続してやっていかれるので、残っているという印象とはちょっと違うのかもしれないけれども、そういう気がしてならないわけです。だから、やっぱり有効にこれだけのものを本当に必要なところで使っておけば、雇用がずっと連続してあるとするなら、きちんと使う必要があるのではないかというふうに思うわけです。

だから、市町村にとってみると、ここで、現実に雇用問題を解決していくのに、何か特別なあれがあるのかなのか、そこを精査されたことはあるんですか。事業の内容に何か問題があるとするなら、そこは、ちゃんときちんと精査すべきではないのかなというふうにちょっと思うんですが、どうでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 21年度からこの緊急雇用基金事業を実施しておりますけれども、毎年のように補正で積み増しがされてきておまして、市町村にとっては、使い勝手のいい事業とない事業があるというふうに考えております。

今回の企業支援型については、市町村からすると使い勝手が悪かった事業ではないかと思えます。といいますのが、この事業の要件が、創

業10年以内の企業で、創業時から宮崎県内に構えているところという条件がありまして、かなり町村においては使いづらかったというふうに考えております。その分は、県のほうで民間公募とかして非常に需要が多かったもんですから、県のほうで活用して全県的にそれを展開するという形で補ってきております。

また、ちょっと先の話になりますけれども、次に国のほうから来ております地域ひとづくり事業については、市町村のほうも非常に使い勝手がいいということで、要望が非常に多かったということがありますので、やはりその時々々の要件によって市町村の手の挙げ方が違ってくる。ただ、手が挙がらないところについても、いろんなこういう方法があるんじゃないかというような助言はして、なるべく市町村のほうでも活用していただくようお願いしてるところであります。

○井上委員 非常にいい説明をしていただいたと思うんですが、市町村にとってみても使い勝手の悪い部分、やっぱりちょっと何かがあるんですね。そこをどうやったら使い勝手のいいものにアレンジしていくか、コーディネートしていくかっていうことが、そこまで知恵が回ると雇用というのに大きく反映していくのではないかと思うんです。ですから、固定的に物を考えられるのか、それともそれを少し広げつつ、ちょっと斜めにしたりしながら、いろんな意味で使い勝手のいいものにどうやって仕上げていくかっていうことも大変重要だと思うので、ただ残りましてという説明だけだと、ちょっとつらいものが、非常に……。なら、きちんと使ってくれよみたいな話になるので、そのことは市町村と十分に話し合いながら、この事業展開がきちんとできるような、効果的な事業になるよ

うに今後も努力をお願いしたいと思います。

それともう一つ、これはちょっと企業立地課にお尋ねしたいんですが、先ほどの御説明によると、国富町の企業さんが今回は申請をしないというふうなことで、30億の分のうちのこれだけのお金が残ったんだと。前はもらわれたけども、今回はもらわなかったというふうにおっしゃってましたけど、これは、例えば、これからもそういう補助金をもらわなかったとしても、企業として十分やっていくということがしっかりしてるというふうに理解していいということでしょうか。

○津曲企業立地課長 ただいまのソーラーフロンティア社でございますが、現在、24時間フル操業をしております。つくったものからどんどん売れるということで、今回、補助金の申請をされなかったというのも、従業員の方って1,000名を超えていらっしゃる。そして、正社員と非正規の方といらっしゃるわけですけど、いろんな組み合わせを考えながら、会社としてはどの時期に補助金をもらったほうがベストかというのがあるかと思えます。今回はないということになりまして、今回の説明になったものでございます。会社は大丈夫です。

○井上委員 いつも……、何か、いいですね。企業立地で、ちょっと常に気になるのは、それが継続的にずっとそこにいていただいて、ずっと税金を払っていただいて、ずっと雇用していただいてというのが、もう私たちからすると非常に安心な内容なんですけど、それを考えたときに、補助金なしでもやっていけたり、そういう企業さんがどんどんふえていくことを非常に願ってます。後で商工政策課から県内経済の概況については、多分御説明があるんだと思うんですけども、やっぱりそういう県内の経済の概

況の中にそういうものが自然に出てくると、私たちが聞いてて、この概況の説明が本物なんだなみたいな形で聞くことができるので、やっぱりそういう説明というのは、丁寧をお願いできればというふうに思います。以上です。

○外山委員 何点かお聞きをします。単純なことを聞きます。これは、商工政策課の説明の中で、商業振興費の30億の減額というのがありますよね。220ページの中小企業資金貸付金の30億、この内容を、何で減額するかちょっと説明をお願いします。

○沼口金融対策室長 こちらの30億円につきましては、県の融資制度、中小企業に対する融資制度の中に含まれてるわけなんですけど、この30億円に対しましては、いろんな自然災害が生じたとか、あるいは経済の大きな変動があったときに、緊急的に持ち出したいというような30億円でございます。県が出すのが30億円で、これに銀行が協調融資をしておりますので、全体で80億円の枠がございます。

今回は、そういった大きな災害とか、あるいは経済の大きな変動とかが生じなかったということでございますので、この30億円が不用になったということで、今回落とさせていただいております。

○外山委員 要するに、これは、予備的な性格を持たした費用であったということですよ。

○沼口金融対策室長 はい、こちらにつきましては、経済変動とか、予期しないといえますか、そういったところに備えたということでございます。数年前は補正で対応しておったわけなんですけど、なかなか補正で対応いたしますと、急に発生した場合に手続的におくれてしまうというようなことで、当初予算の中でもう2年ぐらい前から対応させていただいているというよ

うなことでございます。緊急的なものでございます。

○外山委員 次に、232ページの休廃止鉱山鉱害対策費の減額がありましたね。これは、どこの鉱山ですか。

○椎産業振興課長 これは、県内2カ所でございます。一つが土呂久鉱山、もう一つが美郷町の速日鉱山、2つでございます。

○外山委員 美郷町の。

○椎産業振興課長 速日鉱山、「速い」に「日」です。

○外山委員 土呂久はわかっていますが、後のほうは何を産出しとったんですか。

○椎産業振興課長 これは、美郷町の北郷区で宇納間でございますけども、こちらのほうで鉱山から強い酸性の鉱排水が出ております。ここでとっておりましたのは、銅、硫化鉄鋼でございます。

○外山委員 わかりました。

もう一点、247ページの記紀編さん室の増額が1,400万ありますね。これは、記紀編さん室の増員をしたということで、何名ふやしたんですか。

○孫田観光推進課長 観光推進課に新たに記紀編さん記念事業推進室を置いたわけですが、こちらの人員といたしまして、室長1名、担当3名の合計4名を置いております。

○外山委員 増員をしたんで人件費がふえておるわけでしょう。当初の事業計画のときにはなかったことなんですか。

○孫田観光推進課長 先ほどのお尋ねが、組織改正で人員がふえたという、全体でありますと10名増員になっております。これは、前年までアピール課のほうにございましたスポーツランド推進室、こちらを観光推進課のほうに動かし、

また、その関係で、スポーツランド推進担当が4名動いてまいりました。その他増員分がいろいろございまして10名ふえたということでございます。

ただいまの御質問で、こういった組織改正等は、当初予算を組む段階ではまだ明らかになっておりませんので、組織改正後の体制については、こういった補正で人件費等をお願いするというになっております。

○外山委員 そうですか。ということは、ここでふえた増員の費用というのは、同じ部の中でほか減額のところがあるちゅうことでしょうか。ほかの部からも人員を持ってきてるの。

○孫田観光推進課長 今回の場合は、スポーツランド推進はアピール課のほうにございましたし、この記紀編さん記念事業のほうは総合政策課のほうにございましたので、そちらのほうをつけかえて対応している形になるかと思えます。

○外山委員 だから、部全体としては、ここに関しては、商工労働部としては、増減がないということでしょうか。

○孫田観光推進課長 はい、スポーツランドは同じ部内でしたので増減がございませんが、記紀編さんのほうは総合政策部のほうにございましたので、そちらのほうから回ってきてるという形になるかと思えます。

○外山委員 わかりました。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田中商工政策課長 それでは、常任委員会資料の4ページをお開きください。4ページでございます。

県内経済の概況ですけれども、今回は主に平

成25年の年間の動きについて御説明をいたします。

まず、全国の状況ですが、表の一番右、内閣府の月例経済報告は、25年に入りまして、アベノミクス効果等もありまして、ほぼ毎回上方修正されてきました。

一方、本県でありますけれども、全国において昨年春ごろより改善の傾向が見られ、直近では消費増税前の駆け込み需要と見られる動きもあり、一番左の日銀宮崎事務所は、「個人消費の一部に明るい動きが見られているほか、生産も増加するなど、持ち直しの動きに広がりが見られる」と、1月公表分から上方修正されております。また、真ん中の宮崎財務事務所、これは、10～12月期の状況ですけれども、「持ち直しつつある」と、これも判断を引き上げております。

次に、5ページをお開きください。

ここからは、主要指標について御説明いたします。

まず、2の個人消費であります。左の図の大型小売店販売額を見ますと、これは折れ線グラフが前年同月比でありますけれども、全体としては回復感に乏しい状況でありましたが、高額品の販売や催事が好調であるとの声が聞かれるなど、直近の11月及び12月では、前年を上回って推移しました。

また、右の乗用車販売台数は、平成24年4月から9月まで実施されましたエコカー補助金の反動減の影響が薄まりまして、年後半には新型車投入や増税前の駆け込み需要等により、前年同期を上回るなど、持ち直しが見られております。

次に、3の観光ですが、自然災害等の影響により、平成22年から平成23年前半にかけて、

観光客の入り込みというのが大きく落ち込んだんですけれども、その影響が徐々に解消していく中で、宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、平成25年3月以降、一貫して前年同月を上回る水準にあり、緩やかに改善する方向にあります。

6ページをごらんください。

4の製造業ですが、全体の鉱工業生産指数、ちょうど100あたりを推移しております四角の点で結ばれました折れ線グラフですけれども、昨年夏ごろから持ち直しの動きが見られております。食料品がおおむね横ばい圏内で推移した中、電子部品・デバイス等で生産を引き上げる動きが見られました。

5の公共・住宅投資ですが、左の図の公共工事は積極的な財政支出を受けまして、年間を通じて堅調に推移いたしました。また、右の住宅着工戸数は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、12月まで5カ月連続で前年を上回って推移しております。

7ページをお開きください。

6の雇用情勢ですが、(1)の有効求人倍率は、本県は9カ月連続で上昇するなど、緩やかに持ち直してきており、本年1月は0.85倍となっております。

また、(2)は、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するために、引き続き県内の民間有料職業紹介及び求人広告事業者にアンケート調査を行いましたので、その結果を掲載しております。

表の上の欄、求人数については、第3四半期、10～12月の実績並びに次の第4四半期、1～3月の予想、ともに増加傾向を示しております。一方、下の欄、求職者数は、第3四半期は減少、来期に向けては増加傾向にあるとの回答

がふえております。

これは、事業所の声にもありますように、来期は雇用期間終了などで離職する方が多く、求人・求職ともにふえるという気節的な要因によるものが大きいと考えられます。そのほか、各事業所からは、スキルや経験がある求職者は売り手市場であること、景気上昇に伴い、求人条件面の改善が予想されるといった声が上がっております。

8ページをごらんください。

7の今後の本県経済についてですが、みやぎん経済研究所が昨年12月に実施しましたアンケート調査によりますと、平成26年の見通しは、全体の6割が横ばいまたは好転すると答えておりますが、一方で、消費税率引き上げ後の個人消費の落ち込み等を懸念し、悪化すると答えている企業が4分の1ありまして、今後の動向を十分留意する必要があると考えております。

説明は、以上であります。

○日下オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

私のほうから、みやぎ犬の活動状況等について御説明申し上げます。

まず、1のみやぎ犬の活動状況についてでございます。数値は、平成25年4月から平成26年2月末までの11カ月分となっております。

まず、(1)の着ぐるみの活動についてでございます。こちらにつきましては、合計で542回となっております。昨年度は、1年間で434回でございましたので、大きく増加をしております。

内訳といたしましては、県内出演が、夏休みが巡回ラジオ体操を行うなど計380回、県外が、東京、大阪、福岡でのみやぎweek!など計162回となっております。

今年度は、ゆるキャラダンス選手権で2連覇を達成し、県庁前庭で報告会を開催したところ、1,000人近い県民の方にお越しいただき、大変盛り上がるなど、みやぎ犬の人气が実感されるような出来事もございました。

続きまして、(2)イラストの使用許可数についてでございます。

ぬいぐるみや大手パン製造会社による宮崎完熟マンゴーを使った菓子パンなど、新規申請は287件となっております。

また、(3)のFacebookページの読者数につきましては、先月末までで9,804人となったところでございます。

続きまして、2のみやぎ犬関連商品売上額についてでございます。

まず、調査項目といたしましては、みやぎ犬のイラストを使用している商品の売上額で、みやぎ犬のイラストを商品に使用している74社を対象に、平成25年1月から12月末の1年間の実績をアンケート調査したものでございます。このうち63.5%に当たる47社から回答があり、売上額合計は3億8,709万円となっております。平成24年の合計が8,448万円で行ったので、こちらも大きく増加したところでございます。このアンケートによりますと、うちの6割以上の企業からは、イラストの使用が売りに上げに効果があったという回答をいただいているところでございます。

また、フジテレビ主催のゆるキャラダンス選手権で優勝したことによりまして、同フジテレビのスーパーニュースという番組の中のお天気コーナーで、県庁前庭からの生中継が全国に発信されるなど、そういったこともございました。

また、さらには、みやぎ応援隊の今年度の隊員になった87人の方のうちの約2割が、この

みやぎき犬の魅力にひかれて応援隊に入っていた
いただいたということで、そういった効果もあつ
たということでございます。

このように、今年度は県内外で認知度・知名
度が向上いたしましたして、この結果、本県や本県
の製品のPRにも貢献できたというふうに考
えているところでございます。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。

その他の報告事項について、質疑はありませ
んか。

○井上委員 何点かちょっと教えていただき
たいと思います。

県内経済の概況のところなんです、その
4ページの製造業っていうのは、なかなかずつ
と横ばいできてたのに、急激に上がってますよ
ね。あれは、何か特別な要因みたいなのがあつ
たんですか。

○田中商工政策課長 電子・デバイス部品等が
上がってきておりますけども、これは、例えば
ゲーム機が好調であるとか、そういった要因が
聞かれております。それから、ここのグラフに
はございませんけども、自動車部品等も、やは
り大手からの発注、新型車投入効果とかもあり
まして、そういったことで伸びているという声
も聞いてるところでございます。

○井上委員 ありがとうございます。

それと、ちょっと気になるのが、この7ペー
ジの民間事業者への調査のところ、スキルや
経験のある求職者については売り手市場である
というような報告をされてるわけですけど、こ
のスキルとはどのようなもので、どの分野で、
経験というのはどういう経験者のことなんで
しょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 このスキルといい

ますのが、専門技術職なんですけれども、シス
テムエンジニアでありますとか、介護、看護、
保育といったもの、あるいは大型免許の取得者
であるとか、リフトオペレーターであるとかい
うことですので、IT分野ですとか医療・福祉
分野、そういったところということになろうか
と思います。あと事務職も、最近はスキルを求
められておりまして、例えばエクセルのマクロ
スキルですとか、日商簿記の2級以上とか、そ
ういったものを求める企業が多いと伺っており
ます。

○井上委員 これは、すごく大事な内容だと思
うんです。現実に雇用がそこで広がっていき、
単なる事務職でもなかなか職がなかったりする
わけですが、これは、こういうことの情報、
教育委員会のほうには流しておられるんですか。
それとも——教育委員会もそれはきちんと受け
とめてはいると思うんですが——普通に進学と
かするとき、進学とかいろいろ考えていくと、
先々を考えたら、やっぱり本当に常に思うん
ですけど、介護とか看護師とかですよね、あ
あいう専門職のほうが、本当に職を選んでい
くときも、割と雇用の市場が広いというふう
に思うわけですが、ただ、でも、普通に子供
たちは、大学の普通にぱっと行って、その
先で考えたときに職がないみたいな感じに
なったりすることがあります、こういう情報
がもっと教育委員会にもしっかりと伝わる
といいなと思うんですが、これは、情報共
有っていうのは何かあるんですか、ない
んですか。

○福嶋地域雇用対策室長 この調査結果を直
接教育委員会にお伝えしたことはないん
ですけども、おっしゃられたように、今
からはちょっとこういう情報については
伝えていきたいと思
います。それとあわせて、労働局と教育
委員会

と商工のほうで連絡会議等も持っておりますので、そういう場も活用して情報共有をしていきたいというふうに考えます。

○井上委員 職業教育は、物すごく大事だと思うんです。15で全てを選べって言われると、大変なことがいっぱいあるわけですけども、それまでの間に職業についての教育というのがしっかりされるといいなと思うので、こういう情報もできたら差し上げていただけるといいのかなというふうには思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

ちょっと気になるところが、今後の本県の経済についてっていうときに、横ばい、好転するというのが6割いらっしゃるというふうにはあるんですけども、景気の回復感が余りまだ実感されていないような状況っていうのは非常に強いような気がするんですけども、こういう状況だとなかなか雇用に結びついていかない可能性っていうのも非常にあると思うんです。求職の数がどんどんふえていかない限りは、景気の実感と、それからお金が動いているという実感がないと、なかなか景気が好転しているなというふうな実感がいいのではないかなと思うんですが、本当にこのとおりの見通しというふうに理解しておられるのでしょうか。

○田中商工政策課長 今回の景気見通しでは、特に卸・小売りあたりが悪くなるというような、悪化するというような予想が多いわけですけども、これは当然、消費増税になりますと家計の負担増、あるいは駆け込み需要の反動等で消費が落ち込むということは予想されるところでございます。

問題は、これが一時的なもので終わるか、そしていつまで続くのかということでございます。前回の、3%から5%に上がったとき、1997年、

平成9年でありますけれども、このときも第1四半期についてはかなり消費が落ち込みました。その後一旦回復したんですけども、御存じのとおり、アジア通貨危機ですとか、このとき、山一証券とか北海道拓殖銀行が経営破綻するなど、いわゆる金融システムの不安という問題もありまして、その後また景気が腰折れしたというような状況になったところでございます。

今回の場合、どうなるかといいますと、政府のほうでも、これにつきましては経済政策パッケージということで、5.5兆円の補正予算を組むなど景気が腰折れしないように配慮をしてるところでございますし、本県におきましても、いろんな補正予算等を組んで対応してるところでございます。

消費増税だけでなく、いろんな外的要因がございます。例えば、新興国の状況ですとかロシアの問題とか、いろんな外的要因がありますので、一概には言えませんが、今回の場合は、前回の5%に上がったときに比べると駆け込みもそれほど大きくないと、それから全国的には賃上げの動きもあるようでございますので、こういった景気状況の中で、影響というのは前回より少ないのではないかと見る意見が多いというふうに認識をしております。

○井上委員 新年度の予算の議論をまたさせていただくので、そのときでも、そのことが、例えば商工労働部からして見たら、こういうことをベースにして新年度予算の事業の組み立てっていうのはされてるわけだから、そういう意味でいうと、受け取る側が、宮崎県内の企業の方もそうなんだけど、そこに議論するほうの側の私たちもそうなんですけども、やっぱりできるだけ、下降に行くという感覚よりも、本当に上昇していくんだという感覚が県内に広がっ

ていくとまた違う意味で、お金の使い方も含めて、税金の使い方も含めてですけども、少しコーディネートして、ちょっとぱっと開けるようなものが発信できないと、なかなかだめなんだだめなんだ……。確かに消費増税、それから個人消費ってのは伸びてないわけで、そして賃金上がる上がるって言われてますけど、それは、可能性っていうのは非常に危ない。だから、可処分所得がどれだけ上がるかっていうことは大変重要なんだけど、企業任せに国もしてるわけですから、そのところがなかなか先行き不透明なところですね。だから、その辺も含めて、発信の仕方っていうのについては、今回、これを見る限りでは、6割というのがいいのかどうか分かりませんが、実感していただけるような経済対策っていうか、それを次の委員会では議論をさせていただければというふうに思っています。ありがとうございました。

○押川委員 関連になるかもしれませんが、やはりこの4ページの県内の経済の概況あたりを見ると、確かに持ち直しというような形がありますけれども、消費税の駆け込み需要あたりが、やはり一番の今回のこのデータからいくとあるのかという気がするんです。今言いますとおり、なかなか個人消費がそんなにやっぱり回復してるっていう状況ではないというふうに私もまだ見てるんですけども、そういう中でこれを信じるわけでありますけども、特に製造業ということでありましたけども、それ以外の中で経済の、例えば指標の中で、どういったものが県内の企業の中で、上向きあるいは横ばいというものがあるのか、そこあたりがもしわかれば教えていただきたいと思えます。

○田中商工政策課長 現在いいのは、こういった公共工事あるいは住宅投資とかで、建設関連、

これが非常に好調であるというような声を聞いてるところでございます。製造業につきましても、関連する木材、木製品、あるいは窯業、土石、そういった建設関連というのが好調というところでございます。それから、先ほど申し上げましたように、やはり全国的にはいろんな自動車関連とかが伸びてきておりますので、それに関連するような業種では、新型車投入とか、あるいは輸出増とかもありまして、上向いてると。それから、いろんな製造、機械をつくることです。こちらについても全国的な設備投資の上向き傾向もありまして、受注がふえてきてるといったような声も聞いてるところでございます。

一方で、なかなかやはり金融資産が乏しい本県におきましては、株高とかの影響についてはそれほど恩恵を受けてないということで、消費につきましては、もう一つ力強さに欠けるといったようなことを感じているところでございます。

以上でございます。

○押川委員 ありがとうございました。その中で、この5ページ、6ページを見ていくと、確かに個人消費の状況の中で、大型小売店販売とか、新型の車あたりが売れてる、エコカー関係もあるということではありますが、観光状況の中で、主要ホテル・旅館宿泊客数ということがありますが、主要のホテル・旅館、これはどれくらい今、本県の中でカウントされてるのか。この宿泊客数というのは、どこを見れば伸びているというものがわかるのか、ちょっと教えてください。

○田中商工政策課長 これは、宮崎市内の20のホテル・旅館を統計でとっているものでございます。

宿泊客数っていうのは、この棒グラフの線でありまして、左側がその単位ということござ

います。折れ線グラフは、前年同月でありますけれども、御説明でも申し上げました平成22年から23年、口蹄疫とか新燃とか、いろんな影響で特に県外からの宿泊客数が落ち込んでおりましたので、それに対しまして24年あたりは非常に大きな伸びになってるというところでございます。ことしに入りましてからも、伸びというのは大体上向き傾向が続いてるというところでございます。特に県外、それから海外からの宿泊客数もふえているというようなふうにお聞きしてるところでございます。

○押川委員 この20ホテルっていうのは、ビジネスホテルまで含んでということよろしいですね。

○孫田観光推進課長 はい、その中には、いわゆるビジネスホテル的なものも入っております。

○押川委員 そういうことになると、観光っていう数字の捉え方が本当にされてるのかっていうところをちょっと疑いたいです。ビジネスホテルというのはあくまでも、もちろん観光の方もいらっしゃると思うんですが、どれだけ観光として利用されてるかというもののカウントはどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○孫田観光推進課長 今回これで使いましたのは、あくまでも宿泊数ということで、観光であるかビジネスであるかは問わないということでございますが、これ以外のいわゆる観光動向の全国的な調査におきまして、いわゆるビジネスによる宿泊も含むというような形で定義がされておりまして、そういう形で集計を行っております。

○押川委員 わかりました。

それから、6ページの住宅投資の概況の中で、新設住宅着工数が伸びてるということあります。これをちょっと具体的に教えてください。

○田中商工政策課長 これは、御存じのとおり、消費増税前の駆け込み着工というのが非常に見られるわけなんですけれども、例えば持ち家でいきますと、9月までに契約をしますと、例えば引き渡しが3月以降になりましても消費税率は5%のままということで、非常にそれに向けて着工が、特に前半伸びてきてるというところでございます。8月から9月ぐらいまでずっと上向きになってきてるというところでございます。

○押川委員 ちなみに、例えば25年の12月、これで見たときに、着工数っていうのはどれくらいを見てればいいわけですか。

○田中商工政策課長 ちょっと詳細な数字は持ち合わせておりませんが、大体グラフでいきますと、平成25年の12月で600戸強というところでございます。総計で、平成25年12月で632戸ということでございます。そのうち持ち家が354戸ということでございます。

○押川委員 持ち家が354ということは、そのほかは、例えばマンションとか、そういうことになるんですか。

○田中商工政策課長 そのほかは、貸し家が252戸、それから分譲が12月でいけば26戸ということでございます。分譲といいますと、マンションとかそういったものです。

○押川委員 わかりました。いいです。

○外山委員 今の押川委員の関連で1点ありますが、観光統計で数字を見ると、グラフを見ると、8月が去年もことしも突出して多いですね。8月が多い理由は何ですか。

○孫田観光推進課長 もちろんこれは、夏休みの関係で宮崎にたくさんおいでになる、あるいは帰省客等も、ホテル等にお泊りで、御実家に行かれる際にお泊りになる方もいるということもあるかと思われま。

○外山委員 ということは、8月が多いっていうのは、これは観光客の多さイコールじゃないですね。これは、夏休みということはあるんだと思うけど、ちょっと私なんかのイメージじゃ、スポーツランドというか、キャンプの多い2月とか、観光シーズンの春とか秋が多いんじゃないかっていうイメージがあるけど、8月が異常に多いっていうのがどうもぴんとこないんですが、イベントが多いとかほかの理由が何かありますか。

○孫田観光推進課長 一番大きな要因は夏休みで、御家族連れで、皆さんで夏休みはどこへ行こうかということで、宮崎においでになるというような方も非常に多いかと思われまして、あるいは実家に帰省されるついでに観光される方もいらっしゃるでしょうしということで、この部分が、長期にある程度まとまった休みをとりやすいということで、たくさん観光客がおいでになってるんだと思われまして。

○外山委員 これは、宮崎市の旅館・ホテルの数字ですから、県内全体が8月が多いかどうかを1回精査をしてもらおうとありがたいなと思いますから、よろしく願いをしておきます。

それから、製造業の概況でちょっとお尋ねしたいんですが、製造業で今まで一番多いのは焼酎産業の出荷額が1,000億を切るぐらい、900億台だと思うんですけども、1番だったと思うんですが、ソーラーフロンティア等が活発に動いてますよね。そういうことを含めて、県内の製造業の出荷額は、上位はどういう業種になりますか。

○田中商工政策課長 一番多いのはやっぱり食糧品関係、これは平成22年でございますけれども、食料品が製造品出荷額の19.7%、約20%を占めているところでございます。それから、飲料、

たばこが11%、それから、電子部品が13%ぐらい、化学が11%、そういったような状況でございます。

○外山委員 いや、だから、細かくじゃなくて、大ざっぱに見て、単独でいえば焼酎が一番多いと思うんです。あとソーラーフロンティアがつくつとる太陽パネル、これは電子部品に入るの。それとも、何かほかの範疇に入るんですか。

○田中商工政策課長 これは、統計上は、その他の分類に入っております、単独で非常に額が大きいものもございまして、ちょっと特定の会社が絞られてしまうっていう可能性もありますんで、ここは電子情報通信機械その他工業というような分類に入っているところでございます。

○外山委員 私は、何でもこういう質問するかっていうと、これから伸びていきそうな業態は何かということ、やっぱり先取りしなくちゃいけないわけです。そういう意味で、焼酎はわかっています、あと電子部品なのか、食品ではこんな分野とか、そういうところのこれから伸びていきそうな種類っていうか、業態っていうか、そういうところをどういうふうに分かんでおられるかっていうことを聞きたいから、今こういう質問をしとるんですが、どうでしょうか。

○椎産業振興課長 こちらのほうに具体的な細かいデータはございませんが、実際、半導体関係、太陽電池関係等ございますが、そちらを踏まえた電子関係は、平成23年度が、恐らく1,600億円程度の製造品出荷額があったと思うんですが、それが現在2,100億円と上がっておりますので、これはスマホ関係を含めた電子関連の売り上げがアップということも考えられます。

それから、もう一つは、自動車関連の話が、先ほど商工政策課長からお話がありましたが、これも平成23年が430億円でした。それが、現在

恐らく500億円ぐらいの売り上げになっておりますので、そういう意味では、国あるいは世界の経済情勢の影響を受けますが、そういう関連企業は今好況の状況にあるというふうに考えております。

○外山委員 私が聞いておるのは、製造業の分野を聞いてるんです。自動車っていうのは、今言われたのは自動車販売数でしょう。製造業、自動車の。

○椎産業振興課長 自動車も当然製造業でございまして、県内の自動車関連産業は、1次サプライヤー等に製品を納品してますから、そういう意味では製造業に該当すると思っております。その出荷額でございます。

○外山委員 ということは、県内に立地する自動車部品等の製造業の出荷額という意味ですね。

○椎産業振興課長 そういうことでございます。

○外山委員 ことしからフードビジネスを一生懸命やろうと、食品関連の今後の伸びの予測というのはどういうふうに考えておられますか。

○富山産業集積推進室長 食品関係につきましては、御存じのように、宮崎県は豊富な農産物、それを、その農産物に対して付加価値を高めること、その加工の分野が弱いと言われております。ということは、裏返せば、その加工の分野がまだまだ伸びしろがあるというふうに我々は捉えております。その加工の分野、弱い部分を少しでも補って、さらにそこの部分を強化することによって、今以上の伸びを示せるのではないかとこのように考えております。

○外山委員 今まさにおっしゃったとおり、これから伸びていきそうな産業の支援をしていくっていうのは、やっぱり行政の一番大事な点だろうと思うんです。そこ辺をやっぱりこの中で、県庁の中で一生懸命議論していただいて、

来年以降の事業に取り組んでもらうように要請をしておきます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので、その他で何かありませんか。

○押川委員 観光県宮崎県、そしてこれからも高速道路が開通すれば交流人口もふえるだろうということで、大変期待をしとるところであります。御案内のとおり、プラザあるいはレマンにおいても、耐震化あたり等でホテル側はもう廃業されておるといふ状況が、これは喫緊の課題だといふふうに思います。そういう中で、商工観光の中で、そういう対策、あるいはそういう何かの支援、そういったものについて何かあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○孫田観光推進課長 県内でのホテル・旅館等で、今回の耐震診断の義務づけの対象となる施設が9施設ございます。それぞれについてまだ、耐震診断を行い、またその後の改修を行うということが必要になってくるかと思いますが、これにつきましては、ホテル・旅館だけを取り出して商工観光労働部のほうで施策ということではなく、全体としていわゆる県土整備部のほうで、この耐震診断を行う施設はもっとたくさんございますので、そのうちのホテル・旅館が一部だということでございますので、そちらのほうで統一的な助成なり何なりの御検討をいただいているというふうに聞いております。

○押川委員 県内で9件ということでもいいですか。

○孫田観光推進課長 はい。

○押川委員 今回の一般質問等々でも、そういった意見が出てきておりますから、これも県を挙

げて、今課長が言われたとおり、対策を講じていかないと、せっかく期待は膨らんだは受け皿がないはということでは困りますので、これもしっかりそういう方向で取り組んでいただきますように要望をしておきたいと思ひます。

○清山副委員長 濟みません、東アジア戦略ということでお伺ひしたいんですけども、去年、香港に伺ったときに、EGLですか、宮崎、香港でチャーターを飛ばそうみたいにおっしゃってましたけど、何かそういう動きってございませうか。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 香港につきましては、訪問団で県議会からも御参加いただきまして、働きかけ、ありがとうございました。その後ですが、私どもとしてもチャーター便をぜひ実現したいと。特にピークとしては、向こうも夏休みの時分についてぜひということ、今も働きかけをしております。

ただ一方で、一つ状況が変わってきたのは、鹿児島に香港便の定期が飛ぶということが決まっております。そうすると、南九州全体の、香港と南九州との観光の流れが、そこで状況も変わりますんで、場合によってはチャーターじゃなくて、そういった鹿児島の定期便を使つての送客ということも考えられますんで、引き続きEGLとは、香港の最大手ですので、ここの交渉をやっていきたくというふうにご考へております。

○清山副委員長 ありがとうございます。

○黒木委員長 いいですか。

○清山副委員長 はい。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

県土整備は、午後に行いたいと思ひます。1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時2分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん、よろしくお願ひをいたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきましてありがとうございます。この場をかりてお礼申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、東九州自動車道の開通記念イベント等につきまして御報告いたします。申しわけありませんが、ちょっと座ってから説明させていただきます。

県では、先月10日の延岡市での東九州の新時代創造シンポジウムや、22日の宮崎市でのみやぎ発掘100年延岡宮崎間開通記念講演会、さらには3月2日の日向都農間開通記念プレイベントなど、各種イベントを開催してござりまして、県議会議員の皆様にも御出席を賜りました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。

今後、8日には北浦須美江間が、16日には日向都農間がいよいよ開通いたします。県といたしましては、宮崎市と延岡市が高速道路でつながるこの歴史的な節目に、しっかりと機運の醸成に努めますとともに、東九州自動車道の県南

区間及び九州中央自動車道の早期完成に向けましても、引き続き県議会の皆様を初め、地元自治体、関係団体等との連携を図りながら全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。資料の表紙をめくっていただきまして目次をごらんください。御審議いただきます議案、報告事項などを担当課ごとに記載しております。

まず、議案でございますが、国の経済対策の実施等に伴う補正予算案のほか、工事請負契約の締結、県道の路線廃止・認定についてであります。

次に、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

最後に、その他の報告事項といたしまして、建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取り扱いについて、ほか2件であります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御願いたします。

以上でございます。

○郡司管理課長 管理課でございます。まず、県土整備部の2月補正予算の概要について、御説明をいたしたいと思っております。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表は今回の補正額及び補正後の額などを一覧表として取りまとめたものでございます。県土整備部の予算総括表でございます。

表の中央の太線枠内をごらんいただきたいと思います。Cの列が今回の補正額で、一般会計と特別会計を合わせた補正額は、一番下の行に記載のとおり99億7,170万7,000円の減額でございます。主な内容は、国庫補助事業や災害復旧事業等の事業費の確定等に伴うものでございます。

なお、このうち国の経済対策に伴う増額分は、右隣D列の74億7,010万円で、全額が一般会計でございます。これらを含みます補正後の額は、右から2列目の一番下に記載のとおり658億3,710万9,000円となっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

2の補助公共・交付金事業でございます。補正額は太線枠内の2月補正額、C列の一番下の行で25億4,009万4,000円の増額でございます。

補助公共・交付金につきましては、太線内右端のE列にありますように、補正前の予算と国の交付決定額との差額、いわゆる内示差があったわけでございますけれども、今回の経済対策によりまして事業全体では内示差が解消された上に、事業費の上積みができましたことから、当初想定していた以上の事業量の確保が図られたところでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

上の表、3の直轄事業負担金につきましては、当初予算計上額と国の直轄道路や河川事業費等の負担金確定額との差額が大きかったことから、C列の一番下の行にありますように23億7,607万8,000円の減額でございます。

次に、その下の表、4の災害復旧事業でございますが、平成25年度は極端に災害の発生が少なかったために、同じくC列一番下の行のとおり86億938万7,000円の減額でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計、繰越明許費補正の集計表でございます。太線で枠囲みしております2月議会申請分の欄が今回の申請額でございます。追加と変更分の合計で16事業、177億5,174万2,000円をお願いしているところでございます。この結果、平成26年度への繰り越しを予定しております一般会計の繰越明許費は、一番下に記載してありますとおり、43事業、314億305万4,000円となります。

次に、6ページと7ページに繰り越しの事業ごとの内訳を掲げておりますが、これらの事業の繰り越しの主な理由等を申し上げますと、関係機関との調整や用地交渉及び工法検討に日時を要したことに加えまして、国の経済対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足することによるものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計債務負担行為の補正でございます。上の段は、国に委託中の国道219号交通円滑化事業において、直轄事業の事業期間延長に伴い、債務負担行為を追加するものでございます。

下の段につきましては、今年度の当初予算で設定しておりました砂防の障害防止事業において、事業費の所要額が増加しましたことから、債務負担行為を変更するものでございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思っております。

港湾整備事業特別会計の繰越明許費で、上の

集計表の太線枠内が2月議会申請分でございます。追加と変更の合計で1億9,500万円をお願いしておりまして、9月承認額との合計では、2事業、4億9,500万円となっております。

集計表の下に繰越事業を記載しておりますが、追加分の細島港管理運営事業は関係機関との調整に日時を要したこと、変更分の細島港整備事業は関連する工事のおくれにより、繰越額の変更をお願いするものでございます。

県土整備部の補正予算の概要は以上でございます。

続きまして、管理課の補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」、319ページをお開きいただきたいと思っております。

当課の補正予算額は、2億2,617万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目でございますが19億6,989万3,000円となります。

以下、主なものについて御説明をさせていただきます。

321ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、土木総務費の(事項)職員費でございますが、給与減額措置等に伴う執行残により、1億8,822万5,000円の減額でございます。一番下の(事項)公共事業支援統合情報システム運営管理事業費でございますが、主に電子納品システムの研修費や公共事業情報共有システムの整備に係る事業費の執行残により、463万5,000円の減額でございます。

次に、322ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどにあります建設業指導監督費の(事項)建設業指導費でございますが、主に建設業許可

や経営事項審査に要する経費の執行残のほか、建設産業対策として実施しております建設産業経営力強化支援事業のうち、新分野進出補助金につきまして、本年度の所要額が当初の見込みを下回ったことによりまして3,295万1,000円の減額でございます。

管理課は以上でございます。

○黒木用地対策課長 用地対策課でございます。当課の補正予算について御説明をいたします。

同じくお手元の歳出予算説明資料の323ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計が2億8,273万3,000円の減額、公共用地取得事業特別会計が2億3,106万9,000円の減額、合わせまして5億1,380万2,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、一般会計1億1,407万8,000円、公共用地取得事業特別会計1億1,983万3,000円、合わせまして2億1,606万1,000円となります。

以下、主な内容について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、325ページをお開きください。

まず、一般会計でございます。ページ中ほどの(事項)収用委員会費でございますが、土地や物件の鑑定料等の執行残により、2,195万9,000円の減額でございます。

次に、(事項)用地対策費でございますが、登記事務委託料の執行残により308万2,000円の減額でございます。

恐れ入ります、次のページ、326ページをお開きください。(事項)特別会計繰出金でございますが、特別会計の事業費の確定等に伴い、2億4,872万2,000円を減額するものでございます。

327ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計でございます。(事

項)公共用地取得事業費は、事業費の確定等に伴う2億3,106万9,000円の減額でございます。これは説明欄1にございます公共用地取得事業費の2億9,142万7,000円の減額と、2にございます一般会計の繰出金の6,035万8,000円の増額との差し引きによるものでございます。

用地対策課の説明は以上であります。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

同じくお手元の歳出予算説明資料の329ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1,680万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は3億1,965万6,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。331ページをお開きください。

まず、土木総務費の中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。これは建設資材の市場価格に変動がなく、資材価格の臨時調査の必要がなかったこと等によりまして113万9,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)コスト縮減対策促進事業費であります。これは設計段階でのコスト縮減を目的としました設計VEに関しまして、講習会や研修会に要します委託料の入札残等によりまして108万4,000円の減額であります。

技術企画課は以上であります。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の333ページをお開きください。

当課の補正予算額は、22億2,804万4,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は169億5,441万4,000円となります。

以下、主な内容につきまして御説明いたしま

す。

次の335ページをお開きください。

最初に、(事項)直轄道路事業負担金でありませんが、直轄事業費の確定等に伴いまして9億2,983万円の減額であります。

次に、その下の(事項)公共道路新設改良事業費であります。国庫補助決定等に伴いまして、12億9,621万4,000円の減額であります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、議案第78号で上程しております工事請負契約の締結について御説明いたします。委員会資料の10ページをお開きください。

議案第78号は、一般国道219号、小春工区で施工する(仮称)小春第1トンネル工事の請負契約の締結についてであります。一般国道219号、小春工区は県央の中山間部を横断する幹線道路として、異常気象等の災害による集落の孤立化防止や隘路区間の解消等、安全で円滑な交通の確保を目的に、平成23年度から整備を行っているところであります。

(仮称)小春第1トンネル工事につきましては、延長347メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルで、ナトム工法により西米良側から掘削を行う予定としております。1に小春工区の事業概要を、2にトンネル工事の概要を記載しております。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約の金額は9億5,229万円で、契約の相手方は松本・志多・伊達特定建設工事共同企業体、工期は平成27年9月30日までであります。

道路建設課は以上であります。

○坂元道路保全課長 道路保全課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成25年度2月補正歳出予算説明資料」の337ページをお開きください。

当課の補正予算額は、18億6,680万2,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は150億6,165万円となります。

次に、主な内容について御説明いたします。

339ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)道路管理費でありませんが、執行残に伴い3,928万8,000円を減額するものであります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。これは県が管理する国県道において、通学路の交通安全対策や緊急輸送道路等の防災対策を行う事業であります。国の経済対策等に伴う補正により、19億7,977万5,000円を増額するものであります。

続きまして、委員会資料の12ページをお開きください。13ページのほうには位置図をお示ししておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

議案第79号「県道の路線廃止について」及び議案第80号「県道の路線認定」につきましては、関連する議案でありますので、あわせて御説明をいたします。

まず、1の議案の提出の理由であります。高千穂鉄道の廃止に伴って、県道の認定要件を満たさなくなった路線の廃止・再編するもの及び東九州自動車道及び県道須美江インター線の整備に伴いまして、代替機能が確保された路線を廃止するものであります。

次に、2の路線廃止の内容であります。左側の位置図のほうに青文字でお示しをいたしております。まず、位置図の左のほうに表示いたしております大保下曾木停車場線と曾木停車場線につきましては路線廃止し、県道板上曾木線に再編するものであります。位置図中央の西延岡停車場線及び位置図右の日豊海岸北川線は路線

を廃止し、延岡市道として移管するものであります。

次に、3の路線認定の内容であります。位置図においては赤文字でお示しをいたしております。位置図左側をごらんください。大保下曾木停車場線と曾木停車場線は曾木駅前で接続しており、延岡市北方町板上と国道218号を結ぶ路線として一体となって機能しております。両路線の区間を新たに1路線の県道として認定することにより、既存県道の有する機能を維持しようとするものであります。

次に、4の今後のスケジュールであります。路線廃止及び路線認定の工事を年度内に行いたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○東河川課長 河川課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の341ページをお開きください。

当課の補正予算額は、82億5,367万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は98億8,988万5,000円となります。

以下、主な内容につきまして御説明いたします。

343ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)ダム施設整備事業費であります。国庫補助の決定等に伴い、1億2,901万5,000円の減額であります。

次のページ344ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共河川事業費であります。これは国の補助を受けて、説明の欄の1から5の事業により河川の拡幅や輪中堤などの整備などを進め、洪水による浸水被害を軽減するための河川改修などを行う事業であります。国の経済対策等に伴い、6億2,392万7,000円の増額

であります。

次のページ、345ページの一番上、(事項)河川受託事業費であります。市町村などからの受託事業費の決定に伴い、3億206万9,000円の減額であります。

次に、(事項)直轄河川工事負担金であります。国の直轄事業費の確定に伴い、5億2,970万3,000円の減額であります。

次に、346ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共土木災害復旧費であります。各年災の事業費等が確定したことによる国庫補助決定に伴い、78億2,739万2,000円の減額であります。

次の347ページ、(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは五ヶ瀬川などの直轄区間において、国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の確定等に伴い9,486万9,000円の増額であります。

河川課は以上であります。

○加藤砂防課長 砂防課であります。当課の補正予算について御説明申し上げます。

引き続き349ページをお開きください。

当課の補正予算額は、補正額の左側にありますとおり、11億1,852万6,000円の増額をお願いするものであります。補正後の予算額は、欄の右から3つ目になりますが53億3,663万6,000円となります。

内容につきましては、引き続きまして351ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)にありますが、公共砂防事業費につきましては、国庫補助決定等に伴いまして2,388万1,000円の減額となります。

また、このページの一番下になりますが、(事項)公共急傾斜地崩壊対策費でございます。これは急傾斜地崩壊危険箇所において擁壁等の

整備を行う事業でございますが、国庫補助決定等に伴いまして、10億6,541万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、352ページをお開きください。

中ほどの(事項)になります。直轄砂防工事負担金であります。これは霧島火山群等から発生いたします土砂流出を防止するための、国が直轄砂防工事を実施するための県の負担金でございますが、国の経済対策等に伴いまして7,757万9,000円の増額をお願いするものでございます。

砂防課からは以上です。

○永田港湾課長 港湾課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

引き続き353ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で8億8,520万8,000円の減額と港湾整備事業特別会計で121万4,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして80億6,983万1,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

355ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算であります。中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金であります。直轄事業費の確定により3,493万5,000円の減額であります。

次に、356ページをお開きください。

上の段、(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。平成25年度は、大規模な漂着流木等がなかったことにより2,625万円の減額であります。

次に、このページの一番下の段から357ページ上段をごらんください。

(事項)特別会計繰出金であります。特別会計の歳入増により3,767万4,000円の減額であり

ます。

次に、その下の段、(事項)直轄港湾事業負担金であります。直轄事業費の確定により5億4,054万円の減額であります。

次に、一番下の段、(事項)公共港湾建設事業費であります。これは港湾施設の機能強化や安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより、県内港湾において防波堤や岸壁などを整備する事業で、国の経済対策等に伴い5億4,774万9,000円の増額であります。

次に、358ページをお開きください。

(事項)港湾災害復旧費であります。平成25年度は、港湾災害がなかったこと等により7億4,691万円の減額であります。

以上が一般会計補正予算であります。

次に、港湾整備事業特別会計補正予算について御説明します。

359ページをお開きください。

(事項)利子であります。償還利子の確定により121万4,000円の減額であります。

港湾課は以上であります。

○大谷都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明をいたします。

引き続き、歳出予算説明資料の361ページをお開きください。

当課の補正予算額は、9,368万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は28億1,577万9,000円となります。

以下、主な内容について御説明をいたします。

364ページをお開きください。

まず、下から2段目、街路事業費の(事項)公共街路事業費であります。これは国からの交付金を受けて街路の整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴いまして1億7,319万4,000円の減額であります。

次に、一番下の段、公園費の(事項)公共都市公園事業費であります。これは国からの交付金を受けて都市公園の整備を行う事業で、今年度は総合運動公園など3カ所で事業を実施しておりますが、国の経済対策実施等に伴いまして総合運動公園のテニスコートの改修などを実施することとし、2億9,977万3,000円の増額であります。

都市計画課は以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の367ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億2,988万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は23億6,117万3,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

369ページをお開きください。

まず、建築指導費の下から2つ目の(事項)建築確認指導費であります。これは建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であります。実績見込み件数が当初の見込み件数を下回ったことなどによりまして、736万2,000円の減額であります。

次に、その下、(事項)建築物防災対策費であります。817万7,000円の減額であります。

次のページ、370ページをお開きください。

これは主に説明欄1のがけ地近接等危険住宅移転助成事業において、申し込みがなかったことによるもの、3の木造住宅耐震化リフォーム促進事業において、耐震改修等の補助を行う市町村の実績見込み件数が、当初の見込み件数を下回ったことなどによるものであります。

次に、一つ飛ばしまして住宅管理費の(事項)県営住宅管理費であります。これは県営住宅の

管理に要する経費であります。事務費の執行残等により363万3,000円の減額であります。

次に、住宅建設費の(事項)公共県営住宅建設事業費1億7,213万8,000円の減額であります。

次のページ、371ページをごらんください。

これは県営住宅の建てかえや環境整備などに要する経費であります。国庫補助決定等に伴う減額であります。

次に、(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは民間事業者等が行う高齢者や障がい者、子育て世帯向けの良質な賃貸住宅の建設等に対する助成経費であります。主に説明欄2の地域優良賃貸住宅供給促進事業において、事業者からの応募がなかったことなどから、国庫補助決定に伴う3,675万6,000円の減額であります。

建築住宅課は以上であります。

○上別府営繕課長 営繕課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の373ページをお開きください。

当課の補正予算額は、6,126万4,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は7億3,355万7,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

375ページをお開きください。

まず、(目)財産管理費の(事項)庁舎公舎等管理費であります。これは庁舎公舎等の補修工事等の執行残に伴い、2,657万円の減額であります。

次に、(事項)電気機械管理費であります。これは庁舎等の機械、電気設備の維持管理業務委託等の執行残に伴い、2,081万8,000円の減額であります。

次に、(事項)電話設備等管理費であります。

これは庁舎等の電話設備の維持管理業務委託等の執行残に伴い、407万1,000円の減額であります。

営繕課は以上であります。

○直原高速道対策局長 高速道対策局であります。当局の補正予算について御説明いたします。

資料の377ページをお開きください。

当局の補正予算額は、6億3,465万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は21億857万4,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

379ページをお開きください。

ページ中ほどの直轄高速自動車国道事業負担金であります。直轄事業費の確定等により5億1,351万8,000円の減額であります。

高速道対策局は以上です。

○黒木委員長 説明が終わりました。

委員の皆様で質疑がありましたらお願いいたします。

○河野委員 歳出予算書の339ページ、道路維持費の公共道路維持事業費でちょっとお聞きしたいんですが、事業内容については幾つかあるということでお話いただきましたけど、その中で道路の防災震災対策という観点での事業、これは何路線の——これは緊急輸送道路で行われると思うんですが、県内の緊急輸送道路の路線数と延長をちょっと確認したいと思えますけど。

○坂元道路保全課長 県内の緊急輸送道路は、現在94路線、1,870キロを指定をしております。そのうち約1,200キロが県が管理しております。

以上です。

○河野委員 この予算で行われる事業内容というのは、特にその路線で。

○坂元道路保全課長 防災減災対策としまして、のり面对策、落石等の対策、それから橋梁の耐

震対策等を行っております。

○河野委員 今回ちょっと代表質問する上でいろいろ調査した中で、実は全国的に路面陥没で非常に問題にしているということで、特に東京都内は結構重点的に路面陥没の調査とか行われているんですけど、宮崎の実績として今回のこの事業で路面陥没の対策というのは。

○坂元道路保全課長 今回の対策の中には、路面陥没というのは含まれておりません。

○河野委員 実績としては、路面陥没調査というのはないということで確認していいですか。

○坂元道路保全課長 今回、道路の総点検ということで、県が管理しております2,900キロ全線について調査をいたしました。これは路面の性状調査といたしまして、路面のひび割れでありますとか、でこぼこ、穴ぼこ、そういうのを含めました調査をいたしております。特に陥没というふうなところまでは把握されておられません。以上です。

○河野委員 また、新年度のときにちょっと議論したいと思うんですけど、新年度予算の中にも、そういう対策に対して事業化するという計画はないでしょうか。

○坂元道路保全課長 引き続き道路の点検は行ってまいります。

一応舗装につきましては、今年度で完了したというふうに考えておまして、今回、26年度に引き続きましては、のり面对策等の点検をやっていくことにいたしております。以上です。

○河野委員 全国的に見ると、今、調査の精度化ということが非常に高くなって、今までのもので見つからなかったところが結構見つかって、そしてそれで修繕計画を見直していくという動きがあるんですけども、宮崎は心配ないということによろしいでしょうか。

○坂元道路保全課長 今おっしゃっているのは、道路の陥没ということでのお話かと思うんですが、道路に関しましては、ことし25年度に路面の調査を終わりました。*今のところ、そういう陥没ということまでは確認はされておられません。

引き続き、点検等は行っていく予定では考えております。

○河野委員 国の事業の対策の見直しの中で、交付金の中に路面陥没対策というのがきちっと位置づけられているということを鑑みて、県としても見直しができる範囲で考えていただくとありがたいなということではちょっと提案しておきます。以上です。

○坂元道路保全課長 確かに、路面の陥没ということは非常に大きな事故につながる可能性もありますので、このあたりは十分注意しながらまた点検をしていきたいと思っております。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○押川委員 322ページ、建設業指導費ということで先ほど説明がありました3番の新分野進出ということでありまして、25年度、新たにこの新分野でどのくらいの件数で、どういうものに取り組んでいらっしゃったのか、もしわかればお願いいたします。

○郡司管理課長 新分野進出につきましては、現在、交付決定をしておるものが11件でございます。そのうち2件は取り下げという形になりますので、実質的には9件程度になろうかと思っております。

例えば、新分野進出については、大体食品関係に進出される方が多いんですけれども、食品加工、それと変わったところでは鶏舎の清掃作業、これは養鶏業者の方たちが非常に高齢化をしているということ、なかなかそこに手が回らないということで、建設業の方たち、機材等

はある程度ございますので、そういった分野に進出される方もいらっしゃいます。そういった状況でございます。

○押川委員 見込みが少なかったということでありまして、計画の中では何ぼか見込みというのは、もちろん計画されて予算あたりをされるわけでしょうから、大体どのくらいあったんでしょう。

○郡司管理課長 当初予算を計上させていく段階で25件ほど、予算額としては3,500万程度を見込んでおりましたけれども、結果といたしましては、先ほど申し上げましたように交付決定としては11件。その理由なんですけれども、非常に建設業界が公共事業の発注量がふえまして、新分野に進出する余力が非常にないということで、私どもそういった、ある意味お金が回る時期こそ新分野進出に出る機会じゃないかということで、かなり商工会、商工会議所と連携しまして働きかけを行いましたけれども、結果としてはちょっと少ないという状況になっております。

○押川委員 ここにきて建設業、かなり発注事業あたりがありますので、経済対策ということの中でそういうこともあるんでしょうけれども、今後引き続き、これはそういう新分野に行く、そういう指導あたりは継続をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、325ページの収用委員会の運営に要する経費ということで、収用委員会会議費ということで2,181万3,000円ということでありまして、収用委員会の会議、委員会の人の日当と会議が少なかったということだろうというふうに思うんですが。計画あたりはやっぱりありながら年間進めていらっしゃると思うんです

※37ページに発言訂正あり

けれども、これ会議が少なかったということでよろしいですか。

○黒木用地対策課長 今、委員がおっしゃったその回数の問題もございますが、一番大きな減額の要因は、この収用委員会の中で土地建物の鑑定をお願いするケースがございます。今年度につきましては、その鑑定がなかったということで、この鑑定料等の委託費が1,978万2,000円の減額と、これが減額の一番大きな要因でございます。

○押川委員 わかりました。

それから370ページ、木造住宅耐震化リフォーム促進事業ということで、これも見込み件数が少なかったということでありまして、当初はどのくらい計画されていてやっていたんでしょうか。

○森山建築住宅課長 耐震診断と耐震改修を主に行っておりますけれども、耐震診断につきましては、130件予定しております、実績は150件を超えるほどあります。

耐震改修のほうですが、40件を予定しておりますが、これにつきましては、30件程度になると見込まれております。以上でございます。

○押川委員 これは、例えばその事業に対して補助とか助成とか、そういうものは何かあるんですか。改修とか、その診断における補助あたりがあるんですか。

○森山建築住宅課長 今申し上げましたのは、県と市町村と国費で、一体的な補助をしている事業につきまして御報告したところでございますけれども、例えば耐震診断であれば、6万円を限度として*6分の5を補助しております。対象経費は6万が限度です。

そして、耐震改修につきましては、対象経費を150万円を限度といたしまして、最高2分の1

の補助をしております。以上でございます。

○押川委員 わかりました。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○押川委員 ちょっと確認でいいですか。

河野委員のところで、ちょっと339ページでありますけれども、公共道路維持事業費、通学路という話を説明で聞いたと思うんですけども、これは違いますか。通学路は関係はないと。

○坂元道路保全課長 339ページの公共道路維持事業ということでよろしいんでしょうか。今回19億7,977万5,000円の補正をお願いしております。

内訳としましては、通学路等の交通安全施設等も含まれております。そのほか老朽化対策でありますとか、防災減災対策等の内容が含まれております。

○押川委員 例えば、その交通安全施設の中で、通学路あたりはどこらあたりが想定としては考えられますか。

○坂元道路保全課長 具体的な箇所ということでよろしいでしょうか。路線名で申し上げますと、宮崎の宮崎北郷線というのがございます。そちらのほうで歩道整備等を予定しております。そのほか日南高岡線、これは日南のほうになりますけど、そちらのほうでやっぱり歩道整備等を予定しております。

○押川委員 これももちろん今までなかったところだというふうに思いますし、やはり今事故が多いというような形の中で、そういった通学路あたりの整備ということで、これは計画的にやっていかれるというような形で、理解をしておいてもよろしいでしょうか。

○坂元道路保全課長 一昨年、通学路の点検をいたしました。もうそれも含まれておりますし、従来から行っております法定通学路の整備等も、

※35ページに発言訂正あり

今回の箇所には含まれております。以上です。

○押川委員 ありがとうございます。

○森山建築住宅課長 先ほど押川委員の御質問にお答えしましたときに、耐震診断の補助率を誤って申しあげましたので訂正させていただきます。耐震診断の補助率は10分の9でございます。申しわけございません。

対象経費の上限が6万円でございますから、6万円ですと5万4,000円を補助すると、個人負担は6,000円と、この個人負担については、住宅センターのほうで補助もしておりますけれども、済みません、訂正させていただきます。

○押川委員 わかりました。

○井上委員 建築住宅課にお聞きしたいんですが、371ページの、(目)としては前ページなんですが、住宅建設費の公共県営住宅建設事業費のことでちょっとお尋ねしたいんですけど、住宅整備事業のこの返還金というのは、国庫補助決定に伴う補正で、それはそれ、これはこれでわかるんですが、環境整備事業と建てかえ推進事業の中身についてちょっと説明お願いしたいですか。

○森山建築住宅課長 環境整備事業でございますけれども、これは住宅の外壁改修ですとか、景観改善による外壁改修ですとか、あと高齢者向け住宅に改善をいたしておりますけれども、そういった事業を環境整備事業としております。

そして、建てかえ推進事業につきましては、建てかえをする際に、入居者の方に移転してもらったりしますけれども、その移転費等がございます。以上でございます。

○井上委員 それで、続けて次の公共優良賃貸住宅供給促進費というので、例えば1番目はこれはこれでいいとしても、2番目の地域優良賃貸住宅供給促進事業、これ応募なしという御説

明でしたが、それでマイナスで補正したということなんですが、これはさっきの県営住宅のところで、高齢者用の住宅含めて促進をしているので、環境整備とかしているの、これについての応募がないということは、もう住宅全体の供給というか、そういう需要というのが、非常に低いというふうになっているという理解でいいですか。

○森山建築住宅課長 地域優良賃貸住宅といいますのは、高齢者、障がい者、子育て世帯向けの住宅ということで、バリアフリー構造などの一定の基準を満たすものとして、知事が認定するわけでございますけれども、これは民間事業者が建設するものであります。

この制度は24年度、昨年度からスタートしております。県営住宅のほうにつきましては、公営住宅法に基づきまして、低額所得者向けに高齢者向け住宅ですとか供給しているところでございます。

○井上委員 それはもうそのとおりなので、それ事業としてどこが金使うかっていう話で、それはよくわかるんだけど、パイ自体が余らないというふうに考えていて、民間事業者の方たちは、この事業について活用しないでも済むというふうに思っておられるんですか。

それとも、もう県営住宅がそれを満たすだけのキャパがあるというふうであれば私もいいとは思いますが、民間の事業者の方たちもある程度はやっぱりそういう意味でいう、この事業の中身というのを理解いただいて、バリアフリーの賃貸住宅というほうにもやっぱり考えていただけるといいなと実は思いますが、応募がないというふうになると、やっぱりもうそういう例えば障がい者の方であったり、高齢者向けの住宅、今、物すごく建っているのは、も

う私のうちの近所なんかめっちゃ建ってるんですけど、それを見ていると確かに若い人向けの住宅であるなというのが、一目瞭然でわかるような住宅の建て方なんです。

それとか、県庁を退職された方の退職金があればバーンって建ったりしてるんですけど、そういうのを見ていると、また今回退職されたのでまた建つかもしれないんですが、そういう住宅のありようみたいなのが、例えば全て県住のところに高齢者の人とか、障がい者の人たちというのがそこにシフトされていて、民間の事業者のほうからしたら、この事業に関するニーズはないというふうに考えるのかどうかという話なんです。これ民間の事業者からしたら、余り魅力のある事業費ではないというふうに受けとめていいかどうかということです。

○森山建築住宅課長 先ほど申し上げましたけれども、この事業が平成24年度からスタートしております、24年度からまだ今年2年経過しようとしているところでございますけれども、不動産協会の方とかの話伺いますと、まだ御存じない方もいらっしゃると思ひまして、25年度は建築関係団体、不動産関係団体、そして福祉関係団体に、こういった事業がありますよという御案内等は申し上げておりますけれども、24年から25年にかけてちょうど今ぐらいの時期ですけれども、ある不動産の方から1件の御相談はありました。

しかし、それは今ちょっと、とまっていると申しますか、まだ申請には至ってないという、そういう状況でございます。

○井上委員 非常に県営住宅って、今、物すごく住み心地のいいような県営住宅にどんどんなっているわけですね。だから、ニーズとし

ては、やっぱり本当に県営住宅に入りたいという方は大変多いわけです。だから、それはそれとして、環境整備とかっていうのはしっかりやっていたかかないといけないだろうし、そこに大量のお金が行くということもいいと思うんです。

もう一つは、新規着工も含めてですけども、住宅の着工というのは私たちの望むところなんですけど、そのところのバランスというのはなかなか難しいところもあるとは思いますが、だから建設していくときの事業として使いやすいものに今後なるのかならないのかという、これ金額的に余り大きくないですもんね、総体で幾らなんです。補正した分がこれだけということじゃなくて、応募がないということなので最初からこの金額ですよ。

だから、金額的に小さいから使い勝手が悪いのか、それとも何かほかのものがあるのか、そこら辺はちょっと私も判断に苦しむところなんですけど、そのあたりは金額的にふえれば、もっと大きな金額での事業費になれば、応募がふえるということなんです。

○森山建築住宅課長 この地域優良賃貸住宅に対しましては補助がございまして、新築の場合ですが、2階建て以下の場合は建設費の9分の1を補助します。これが3階建て以上になりますと建設費の6分の1を補助すると。

補助率が9分の1とか、6分の1とか、低いということ等もございまして、あと募集の基準でございますけれども、例えば各戸に1台は駐車場を設けなきゃいけないとかいう基準を県のほうで設けているんですが、関係団体の方からお話聞きますと、そういった基準がちょっと厳しいんじゃないかというお話も伺っておりますので、その基準の、県で設定した上乗せ基準と

言いますけれども、その分については今委員のおっしゃるとおり、ちょっと使いやすいように変えていきたいなというふうには考えてございます。

○井上委員 これは福祉施策になる可能性というのが非常に高いんですけど、高齢者の方でおひとりで住んでおられたり、おじいちゃまとおばあちゃまと2人で住んでおられたり、そして障がいのある子供さんを入れて住んでおられたりというふうにして、先々のことを考えると、自分の自宅を維持するのに不可能な人たちというのがどんどん出てくる可能性があるわけです。

そのときに、福祉的にいったらそれはどっちの方向に行ったらいいのかということとか、いろいろ今後考えなければならぬ大きな問題点がここはあると思ってるんです。

それで、何かそこも含めての考え方というか、福祉政策的に考えていく必要もある可能性の高い分野だと私は思うので、ちょっと一工夫、二工夫というか、事業者の皆さんとの何かそういう話のときに、ある一定程度の、これは国もそういう政策的なことをもう一回考えないといけない時期が来てると思うんです。ただ一戸建てを自分で維持するのに、もう不可能な方たちというのがたくさんいらっしゃるわけです。

その方たちをどうやって、本当に安心安全な暮らしのほうにもっていけるかというのは、やっぱり政策的に考えていかなければならない問題だと思うので、ちょっと見逃さずに少し丁寧に、ここ議論していただけるといいなと思っておりますので、ここは要望しておきたいというふうに思います。

○坂元道路保全課長 済みません、先ほど路面陥没の件で、河野委員からの御指摘の件でちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど路面陥没はなかったというふうに申し上げましたけれども、25年度に宮崎市の清武停車場線で1カ所、小さな地下埋設物との関連で、ちょっと日常のパトロールで見つかったということで調査をした経緯がございます。今後また詳細な調査はするというのでお聞きしておりますが、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは次に報告事項に関する説明を求めます。

○坂元道路保全課長 道路保全課であります。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告をいたします。

恐れ入ります、委員会資料の16ページをお開きください。

今回の報告は落石事故が3件、穴ぼこ事故が4件、側溝ぶた不全事故及びスリップ事故が各1件となっており、全て物損事故でございます。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

事故の内容について御説明いたします。

1番目の落石事故につきましては、路上に発生していた落石に乗り上げ、タイヤ及びホイール等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

次に、2番目の落石事故につきましては、路上に発生した落石に乗り上げ、タイヤ及びホイール等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失に加え、速度超過等の法令違反がありましたので、4割の過失相殺を行っております。

3番目から6番目までの穴ぼこ事故4件につきましては、同一箇所が発生しており、道路上に発生していた穴ぼこに落ち込み、タイヤ及びホイール等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

それから、7番目になります。下から2番目になりますが、側溝ふた不全事故につきましては、ふたの外れた側溝に落ち込み、タイヤを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失があり、道路状況等から過失相殺を2割としております。

8番目のスリップ事故につきましては、道路中央部からの湧水による路面凍結によりスリップ、横転し、車両の前部、側部及び後部を破損したものであります。運転者に漫然運転の過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

最後に、9番目の落石事故につきましては、崩土により突然発生した落石に乗り上げ、車両の前部、上部及び底部を損傷したものであります。事故の内容から通常のブレーキやハンドル操作では事故を避けることができなかつたと認められますので、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額の範囲は、1万1,200円から32万9,000円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

委員会資料18ページをごらんください。

県営住宅の家賃等を滞納している入居者に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでありますが、入居者の公平性を確保する観点から、誠意が見られない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。

表に掲げております3名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納するなど、これまでの再三の納付指導に対しても誠意が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行ってまいりましたが、うち1名につきましては誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかつたことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

また、残り2名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、やむを得ないものとして和解を行うものであります。表の右端の専決年月日に、それぞれ専決処分を行ったものであります。

建築住宅課は以上であります。

○黒木委員長 説明が終わりました。

報告事項に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それではその他報告事項に関する説明を求めます。

○郡司管理課長 管理課でございます。

委員会資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取り扱いについてでございます。

お手元に別冊をお配りしておりますので、適宜参照しながら御説明をさせていただきたいと

思います。

第1、試行結果の検証についてでございます。1の試行の概要の(2)実施件数でございますが、1月末までに160件の指名通知を行い、133件契約をいたしました。この件数は3,000万未満の対象工種の約3割に当たるものでございます。

次に、2の検証結果及び検証の(1)の検証の総括についてでございます。ポイントは2点でございます。

①といたしまして、完成工事の品質など評価に至らない項目があることや、選定される企業の多様化、試行件数の確保といった課題はございますが、災害対応力の強化や効率性・合理性の観点から、一定の効果が認められ、透明性や競争性においても特に問題は認められませんことから、今年度の試行はおおむね目的にかなっているものとの認識を示しているところでございます。

このため、②にございますように、通年試行することにより試行件数を確保するとともに、運用上の改善等を行いまして、より精緻な検証を行う必要があるとしたところでございます。

具体的な検証内容は、(2)の試行結果の主な分析・検証であり、試行の目的を踏まえ、2つの視点から検証を行っております。

まず、視点1でございます。地域の建設業者の育成を通じた災害対応力の強化といたしまして、工事現場に近い企業や災害対応力に関する評価が高い企業の受注割合が高い一方で、完成工事件数が少なく、工事の品質の検証に至らない工種があることや、同じ地域で企業を選定する場合、指名が偏る傾向も見られることを挙げております。

次に、視点2でございます。透明かつ効率的、合理的な競争環境の構築といたしまして、平均

応札者数が最も多く、平均落札率も同水準であり、不当な働きかけや談合情報に関する報告もございません。

入札不調の発生割合が低い一方で、辞退者が平均3者発生していることなどを掲げさせていただいております。具体的な数値につきましては、21ページに記載しているところでございます。

続きまして、次に(3)の改善を要する事項でございます。試行を通じて把握した課題を3つ掲げさせていただいております。

1つ目が地域の建設業者の育成強化のための企業の選定、2つ目が入札を辞退した企業への対応、3つ目が客観的データの充実でございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

第2、平成26年度の取扱方針についてでございます。

基本的な方針は上の2行でございます。試行の通年実施により、試行件数を確保いたしますとともに、平成25年度の試行の枠組みを基本としつつ試行方法に改善を加えた上で、より精緻な検証を行うものでございます。

したがいまして、試行の基本的な枠組みに当たる、1の試行期間等の(1)から(4)は、今年度と同様といたしたいと考えております。

ただ、(1)の期間の括弧書き部分でございますが、2の指名選定基準の見直しと、3の運用に係る見直しを行う関係で、ソフトの改修あるいは客観的データの登録・更新、制度の周知等が必要となりますので、4月、5月は現在の方式により試行を継続しまして、6月以降に見直し内容を反映させていきたいと考えているところでございます。

次に、2の指名選定基準の見直しにおきまし

では、(1)と(2)で選定される企業の多様化を図るための方策を示し、(3)に客観的データの充実の内容について示しております。

(1)の評価内容の見直しと指名選定調書の複数化には、①の現行の指名選定調書の見直しと②の新たな調書の作成がございませう。基本的にこの2つの方法で選定される企業の多様化に取り組んでまいりたいと考えております。

別冊の21ページをお開きいただきたいと思ひます。

表の一番上に指名選定基準の14の評価項目と評価内容を記載しております。

現行の調書の見直しにつきましては、⑤県工事指名状況において、指名回数による評価のあり方について検討しているところでございませう。新たな調書の作成につきましては、現在、公共3部で同じ調書を使い、同じ実績を評価しておりますが、⑦専門性の評価や⑩施工実績で評価する実績を部ごとに設定することなどによりまして、各部の特性を考慮した指名選定調書を作成していくことを検討しているところでございませう。

次に、委員会資料のほうでございませう。20ページの(2)分割・組み合わせ方式の導入についてでございませう。この方式は企業数が多い発注機関におきまして、同じ地域で同時期に複数の工事を発注する場合に、発注機関の判断によって適用できるものでございませう。

再度、別冊の21ページをごらんいただきたいと思ひます。

表の一番上でございませうけれども、指名選定基準は、②地域特性③現場までの距離④県工事受注状況⑤県工事指名状況など、工事ごとに変動する項目と年間を通じて評価が同じとなる項目によって構成されているところでございませう。

このため同じ地域で同じ時期に企業を選定する場合には、ほぼ同じ企業が選定されるという状況が見られます。

委員会資料の23ページをごらんいただきたいと思ひます。

同じ地域でほぼ同じ時期に発注される工事1、2がある場合、現状では左の図のように同じ企業が選定されますけれども、分割・組み合わせ方式を用いますと、6から15位までの企業を任意に割り振りますので重複を半減できると考えております。

委員会資料、20ページでございませう。

(3)客観的データの充実につきましては、とび、土工、コンクリート工事に係る建設機械の保有状況や技術者の資格に関する詳細な情報などを企業に登録してもらうことによって、客観的データの収集・補完を進め、より精緻な評価を行うものでございませう。なお、評価する機械や資格につきましては、今後関係団体と協議をいたしまして、6月以降の準備が整った段階で実施してまいりたいと考えております。

次に3の運用に係る見直しについてでございませう。

(1)の災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入につきましては、災害復旧工事など特定の地域で同時期に複数の工事を発注する場合に限って、一つの工事の落札者となった者は他の工事の落札者となれないものとして取り扱うものでございませう。これは一般競争入札においても、工事の早期完成や品質確保を目的として実施しているところでございませう。

次に、(2)の入札を辞退した企業に対する指名の見合わせに係る検討についてでございませう。

市町村工事の受注状況や、あるいは個々の企業の応札意欲につきましてはデータに反映でき

ませんし、辞退の理由もさまざまでございますので、一律に対応することは難しいと考えておりますが、地域の建設業者の育成を図る観点からは、より多くの企業に応札機会を与える必要もでございます。

市町村を含め、例年にない量の発注が続いておりますので、しばらくは状況を見守ってまいりたいと考えておりますが、状況によりましては、一般競争入札への参加は制限いたしません。指名競争入札においては、辞退した企業の指名を一定期間見合わせることにについて検討ということでございますが、検討してまいりたいと考えているところでございます。

4の検証項目及び試行の進め方についてでございます。

①にありますように、今年度の検証項目に指名が偏る傾向に関する項目を加えまして、②にございますように、今年度と同様、試行結果を検証し、次年度以降の方針について決定・公表してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、委員会資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

これはこれまでの経緯を整理したものでございます。一番下の関係団体との意見交換状況にありますとおり、合計で43回になりますけれども、関係団体等と意見交換を行いながら、こういった内容について検討してきたものでございます。

管理課の説明は以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。委員会資料の24ページをお開きください。

工事や設計委託などの積算に用いております、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定について御報告いたします。

農林水産省及び国土交通省におきましては、最近の技能労働者の不足などに伴います、賃金水準の上昇を適切・迅速に反映させるとしておりまして、公共工事の積算に用いております労務単価や、測量や設計などの業務委託に用いております技術者単価につきまして、例年の4月の改定から2カ月前倒しをいたしまして、2月に引き上げたところであります。

このことを受けましての本県における対応といたしましては、まず1の公共工事設計労務単価の改定についてでございます。

改定の時期としましては、本県におきましても国に準じ、2月からの適用としております。その改定による引き上げ幅は平均で6.6%で、引き上げ後単価は、1日当たり1万8,517円としたところであります。昨年4月にも13.3%引き上げをしたところでありますので、それと合わせますと20.8%の増と大幅な上昇となっております。下のほうに参考としまして、全国の平均単価などを記載しております。

次に、2の設計業務委託等技術者単価の改定についてでございます。

設計や測量などの委託に係る技術者単価につきましては、これは全国一律の単価でございますが、平均で4.7%引き上げ、1日当たり3万4,033円としたところであり、同じく国に準じ、2月からの適用としております。

次に、3の改定に伴います対応についてでございます。

まず(1)であります。単価の適用につきましては、平成26年2月1日以降に契約する工事及び設計業務委託等としております。しかしながら、2月1日以降に契約する工事及び設計業務委託等の中には、既に入札公告などの入札に関する手続を終えているものもありますので、

このような改定以前の単価で積算されている案件につきましては、一度旧単価のまま契約した後、特例措置といたしまして、改めて新単価での変更契約を行うことができるとしているところであります。

さらに、(2) であります。平成26年1月31日以前に契約している工事のうち、工期が2カ月以上残っております工事を新たな単価で変更した場合の変更額が、残っている工事費の1%を超えるものにつきましては、インフレスライド条項を適用することとしております。

インフレスライド条項といいますのは、下の米印に記載しておりますように、賃金等の急激な変動によりまして、請負代金額が著しく不相当となった際に、受注者等の請求によりまして請負代金額の変更を行うことができる制度でございます。

以上の対応につきましては、対象となります受注者の皆様方に、説明チラシを配布して御案内させていただいておりますところでございます。

このたびの労務単価等の上昇は、建設労働者等の雇用環境の改善などに寄与するものと考えておりますが、今後とも労務単価を初めとする適正な単価の設定など、きめ細やかな積算に努めてまいりたいと存じます。

技術企画課につきましては以上でございます。

○東河川課長 河川課でございます。当課からはレベル1津波に対する要対策箇所を選定について御報告いたします。

委員会資料の25ページをごらんください。

県では昨年12月4日に、海岸堤防等の高さの目安となる設計津波、いわゆるレベル1津波の水位を設定したところであります。

今回この設定を踏まえまして、海岸線を所管する環境森林部、農政水産部及び県土整備部の

3部が連携して検討を行い、海岸及び河川等におけるレベル1津波への対策が必要となる箇所を選定いたしました。

まず、1の津波対策が必要な箇所の選定方法についてであります。(1)の要対策箇所ですが、これはレベル1津波を想定した浸水シミュレーションの結果から、家屋などの浸水が想定される場合には、堤防のかさ上げや新設などの対策が必要となる箇所として選定いたしました。

次に、(2)の詳細点検箇所ですが、これは原野などの浸水が想定される場合や、レベル1津波に対して設定した必要堤防高よりも既存の堤防や地盤が低い場合には、今後の土地利用の状況や地盤高などを詳細に確認する必要がある箇所として選定いたしました。この詳細点検箇所につきましては、地域の御意見や費用対効果等を総合的に考慮し、必要に応じて要対策箇所に位置づけるものとしております。

続いて、2の選定結果についてであります。中ほどの表をごらんください。本県の海岸線の総延長は約400キロメートルであります。要対策箇所の延長は農地海岸が1キロメートル、漁港海岸25キロメートル、港湾海岸28キロメートル、その他1キロメートルでの計55キロメートルとなったところであります。

また、河川については、日向灘に直接流れ込む県管理河川が53水系ありますが、このうち要対策箇所は35水系、堤防の延長で43キロメートルとなったところであります。そのほか、保安林の要対策箇所2キロメートルを含めまして、合計100キロメートルとなったところであります。

なお、詳細点検箇所につきましては、海岸では27キロメートル、保安林で1キロメートル、

河川で13キロメートルの合計41キロメートルであります。

具体的な箇所につきましては、別冊の「宮崎県沿岸におけるレベル1津波要対策箇所図」にまとめておりますので、こちらをごらんください。

別冊資料の1ページをお開きください。

留意事項につきましては、今御説明いたしました内容のほか、要対策箇所における主な対策を示しております。海岸や河川堤防等のかさ上げあるいは新設、また河川の河口部での水門等の設置、地震による堤防等の液状化対策などが考えられます。

2ページからは、具体的な要対策箇所及び詳細点検箇所を地図上にあらわしております。地図はレベル1津波シミュレーションによる浸水想定図となっております。浸水が想定され、今回選定された要対策箇所などを破線の丸で示しており、矢印で引き出した枠に海岸等の名称を記載しております。赤丸に「要」が要対策箇所、黄色の丸に「詳」が詳細点検箇所となっております。また、色分けは各海岸等の所管をあらわしております。詳しくは凡例をごらんください。

このページ、2ページが県北延岡市の大分県境からとなっております。順次、南に続いておりますが、幾つかの主な箇所について御説明いたします。

4ページをお開きください。

門川町、日向市であります。図の中央の赤い破線の丸で囲まれているのが細島港であります。レベル1津波においても広範囲の浸水が想定され、港湾と庄手川などの管理者が連携して対策に取り組む必要のある箇所となっております。

次の5ページ、6ページをお開きください。

*日南市南部から高鍋町にかけてであります。

この地域は海岸背後地の標高が比較的高く、レベル1津波において浸水が想定される箇所は少ないのですが、漁港の背後や河口部の数カ所得要対策箇所や詳細点検箇所となっております。

8ページをお開きください。

宮崎市の中心部であります。大きく浸水する箇所はありませんが、新別府川流域が要対策箇所となっているほか、背後地に人口が集中している宮崎港については詳細点検箇所となっております。

11ページをお開きください。日南市南部であります。地図の中央、赤い破線の丸で囲まれているのが外浦港であります。細島港と同様の状況にあり、港湾とあわせて農地海岸や河川の各管理者が連携する必要のある箇所となっております。

以上、幾つかの主な箇所を御説明いたしましたが、このほかの詳細につきましては後ほどごらんいただければと思います。

それでは、委員会資料の25ページにお戻りください。

最後に、3の今後の取り組みについてであります。海岸におきましては、今回設定した要対策箇所を基本に、海岸法に基づく海岸保全基本計画を来年度中に改定し、整備優先度の高い箇所から平成27年度の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、海岸事業と一体となって取り組む必要のある保安林や河川におきましては、関係機関が連携し、円滑に事業化が図れるよう努めてまいります。

なお、河川単独で事業効果が発揮できる14水系につきましては、現在、国に事業化を要望しているところであり、来年度の着手を目指して

※44ページに発言訂正あり

おります。

今後とも関係する地域住民等の御意見を踏まえながら、本県沿岸における津波対策の推進を図ってまいります。

説明は以上であります。

○黒木委員長 説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。2時40分に再開したいと思います。暫時休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時37分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

○東河川課長 先ほど別冊で説明いたしましたけれども、5ページから6ページの御説明のときに、本来、日向市南部から高鍋町にかけてということで資料のとおりなんです、「日南市南部」からというふうにお伝えしました。「日向市南部から高鍋町」に御訂正させていただきます。

○押川委員 指名競争入札の試行結果の検証と今後の取り扱いについてということで、ただいま説明がありました。

代表質問でもさせていただいたところでありますが、試行が半ばということでありまして、26年度も引き続き検証を行うという形の中で理解をいたしますが、見直しの中で幾つか改善はされるということでもありますけれども、これは関係者の皆様とも十分議論していただいてやられるということ、よろしいということ、いいんですか。

○郡司管理課長 試行でございますので、やっぱりさまざまな問題点が出てまいります。これにつきましては、資料でも御説明しましたけれ

ども、関係団体あるいは地区の団体等とも地域の実情等もそれぞれ違いますので、十分に意見交換をさせていただきながら、改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○押川委員 試行ということでもありますけれども、4月からということだろうというふうには思うんですけれども、開始はもうそういうことでよろしいですか。去年は7月からということだったんですけど。

○郡司管理課長 26年4月から、新たな試行という形で開始をさせていただきたいと考えております。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○清山副委員長 レベル1津波に対する要対策箇所を選定で、この前少し申し上げたんですけども、海岸保全だったり河川の事業において、やはり防災のみならず環境だったり、景観であったり、また生活であったり、また観光資源とか青島付近もかなり含まれているようですし、その辺、ここ書いておりますけれども、地域住民の方々とよくお話をされてから計画を組まれるように要望しておきます。

○東河川課長 これから先、十分地域の方々とも意見交換し、それぞれの市・町の方々とも意見交換して、皆さんに納得していただく形で展開してまいりたいと存じます。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時47分散会

午後2時42分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子についてです。

本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目として、特に御要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時47分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

お諮りいたしますが、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

平成26年3月7日(金曜日)

その他、何かありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

午後1時30分再開

○黒木委員長 特にないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時31分閉会

出席委員(7人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	河 野 哲 也

欠席委員(1人)

委 員	西 村 賢
-----	-------

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	山 口 修 三
議事課主任主事	田 代 篤 生

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第60号、第65号、第68号、第69号、第74号、第78号から第80号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号外7件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。